
香川県生活環境の保全に関する条例 届出の手引き

(土砂等の埋立て等による土壌の汚染対策関係)

令和7年7月

香川県環境森林部みどり保全課

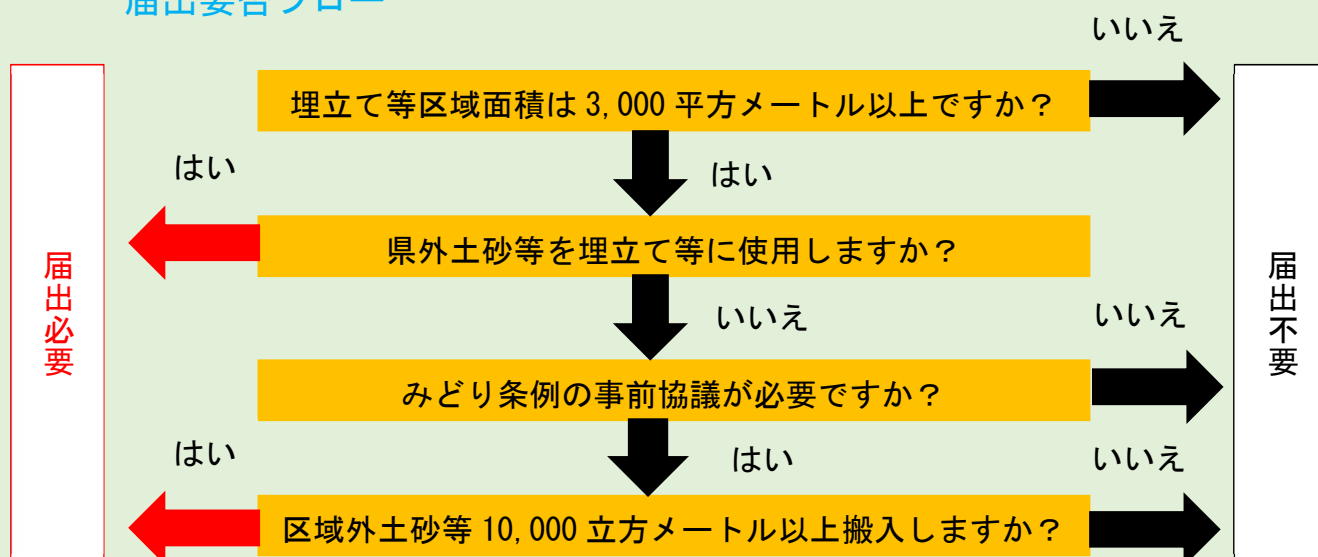
香川県生活環境の保全に関する条例による 特定埋立て等※¹の届出を行う皆様へ

県内土砂等※²のみによる埋立て等※³の手続については、みどり条例※⁴の土砂等埋立事業と同じです。

ただし、県内土砂等であることを確認するため、埋立て等開始の30日前までに「埋立て等の実施の届出」が必要です。

- ※1 特定埋立て等…埋立て等区域以外の場所から採取された土砂等を使用して行う埋立て等であって、当該埋立て等区域の面積が3,000平方メートル以上であるもの
- ※2 県内土砂等…県外土砂等以外の土砂等
- ※3 埋立て等…埋立て、盛土、一時的な堆積
- ※4 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例

届出要否フロー



目次

第1	概要	6
1.	背景・目的	6
2.	土砂等による埋立て等に伴う土壌の汚染対策の概要	6
(1)	土砂等による埋立て等に関する規制	6
ア	土砂基準の設定	6
イ	土砂等による埋立て等に関わる者等の責務	6
ウ	土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止等	6
(2)	特定埋立て等に関する規制	6
3.	土砂等による埋立て等に伴う土壌の汚染対策の概要図	7
第2	用語の説明	8
1.	土砂等	8
2.	埋立て等	8
3.	埋立て等区域	10
4.	特定埋立て等	11
5.	土砂基準	11
6.	水質基準	11
第3	土砂等の埋立て等に関する規制	17
1.	土砂等の埋立て等に関わる者の責務	17
2.	土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止	18
第4	特定埋立て等に関する規制	19
1.	届出の要否判定	19
2.	主な手続の流れ	20
3.	届出の対象となる特定埋立て等	21
(1)	届出を要する埋立て等	21
(2)	届出の義務がある者	21
(3)	届出を要する地域	21
(4)	届出が不要な特定埋立て等	21
(5)	経過措置	23
4.	特定埋立て等に関する手続に必要な提出書類	25
(1)	手続ごとの提出書類	25
(2)	提出部数	26
(3)	届出書及び報告書の製本	26
(4)	図面	26
(5)	電子申請・届出システムを使用する場合	26
5.	特定埋立て等の実施前に必要な手続	27
(1)	事前調査・事前相談	27

ア	事前調査	27
イ	事前相談	27
(2)	表土検査	27
(3)	利害関係人の同意	28
(4)	住民への周知	29
(5)	関係市町長への説明	32
(6)	特定埋立て等の実施の届出	36
ア	特定埋立て等実施届出書	37
イ	特定埋立て等実施基準	40
ウ	特定埋立て等実施変更届出書	41
エ	実施の計画の変更命令	42
オ	実施の制限	42
(7)	土砂等の搬入の届出	43
ア	土砂等搬入届出書	44
イ	土砂等搬入変更届出書	45
ウ	搬入の計画の変更命令	46
エ	搬入の制限	46
6.	特定埋立て等の実施中に必要な手続	46
(1)	展開検査等	46
(2)	土砂等管理台帳の作成	47
(3)	定期報告	49
ア	特定埋立て等施行状況報告書	50
イ	水質検査等結果報告書	51
(4)	関係書類等の縦覧	52
(5)	関係書類等の保存	52
(6)	標識の掲示	53
7.	特定埋立て等の完了時等に必要な手続	54
(1)	特定埋立て等完了の届出	55
(2)	特定埋立て等休止（廃止）の届出	56
(3)	特定埋立て等再開の届出	56
(4)	特定埋立て等承継の届出	57
第5	届出書等記載例	59
第6	報告の徴収・立入検査等・措置命令等・罰則	75
1.	報告の徴収	75
2.	立入検査等	75
3.	措置命令等	76
(1)	措置命令	76
(2)	土地所有者等に対する勧告及び公表	76

4.	罰則.....	77
第7	条例に関するQ&A.....	80
第8	条例・規則・その他様式等.....	81
第9	市町担当窓口一覧表.....	117
第10	届出の窓口・条例に関する問い合わせ先.....	117

—図表目次—

図 1-1	土砂等による埋立て等に伴う土壌の汚染対策の概要図.....	7
図 2-1	埋立て等のイメージ.....	10
図 2-2	埋立て等区域のイメージ.....	10
図 2-3	一団の土地の区域のイメージ.....	11
図 4-1	届出の要否判定（フロー）.....	19
図 4-2	主な手続の流れ.....	20
図 4-3	区域内において採取された土砂等を使用して行う特定埋立て等のイメージ.....	23
図 4-4	経過措置.....	24
図 4-5	標識のレイアウト.....	54
表 2-1	土砂基準（別表第 21 の 2 関係）.....	13
表 2-2	水質基準（別表第 21 の 4 関係）.....	15
表 4-1	手続ごとの提出書類.....	25
表 4-2	特定埋立て等施行周知実施状況報告書の記載事項.....	31
表 4-3	特定埋立て等施行周知実施状況報告書の添付書類.....	31
表 4-4	関係市町の範囲の算定方法.....	33
表 4-5	特定埋立て等施行説明実施状況報告書の記載事項.....	36
表 4-6	特定埋立て等施行説明実施状況報告書の添付書類.....	36
表 4-7	特定埋立て等実施届出書の記載事項.....	38
表 4-8	特定埋立て等実施届出書の添付書類.....	39
表 4-9	特定埋立て等実施基準.....	40
表 4-10	土砂等搬入届出書の記載事項.....	45
表 4-11	土砂等搬入届出書の添付書類.....	45
表 4-12	土砂等管理台帳の記載事項.....	48
表 4-13	特定埋立て等施行状況報告書の記載事項.....	50
表 4-14	特定埋立て等施行状況報告書の添付書類.....	51
表 4-15	水質検査等結果報告書の記載事項.....	51
表 4-16	水質検査等結果報告書の添付書類.....	51
表 4-17	標識の記載事項.....	53
表 4-18	特定埋立て等完了届出書の記載事項.....	55
表 4-19	特定埋立て等完了届出書の添付書類.....	55
表 4-20	特定埋立て等休止（廃止）届出書の記載事項.....	56
表 4-21	特定埋立て等休止（廃止）届出書の添付書類.....	56
表 4-22	特定埋立て等再開届出書の記載事項.....	56
表 4-23	特定埋立て等承継届出書の記載事項.....	58
表 4-24	特定埋立て等承継届出書の添付書類.....	58

表 6-1	罰則.....	78
表 7-1	条例に関する Q&A.....	80

第1 概要

1. 背景・目的

土砂は健全であれば有益である一方、有害物質の混入があれば生活環境に影響を及ぼします。

県ではこれまで、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「土対法」という。）に基づき汚染された土壌の移動を規制したり、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成 14 年香川県条例第 2 号。以下「みどり条例」という。）の「土砂等埋立事業」において、一定規模以上の土砂等による埋立て等について事業者に定期的な報告を求めるなどの対策を講じたりしてきましたが、今後、新たな大規模開発の際には建設残土の需要も高まることから、不適切な土砂等を使用した埋立て等による土壌汚染を防止するための実効性のある規制が必要との考えから香川県生活環境の保全に関する条例（昭和 46 年香川県条例第 1 号。以下「条例」という。）及び香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和 46 年香川県規則第 42 号。以下「規則」という。）に、土砂等による埋立て等に伴う土壌の汚染対策を追加し、規制を行うことにより県民の生活環境の保全を図ることとしました。

なお、本条例及び規則に定める内容については令和 7 年 10 月に施行します。

2. 土砂等による埋立て等に伴う土壌の汚染対策の概要

(1) 土砂等による埋立て等に関する規制

ア 土砂基準の設定

埋立て等に使用される土砂等の汚染状態について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要な基準を定めています。（P11）

イ 土砂等による埋立て等に関わる者等の責務

土砂等による埋立て等を行う者だけでなく、土砂等を発生させる者、土砂等の運搬を行う者及び土地の所有者等に対しても、当該埋立て等による土壌汚染の発生を防止するための責務を定めています。（P17）

ウ 土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止等

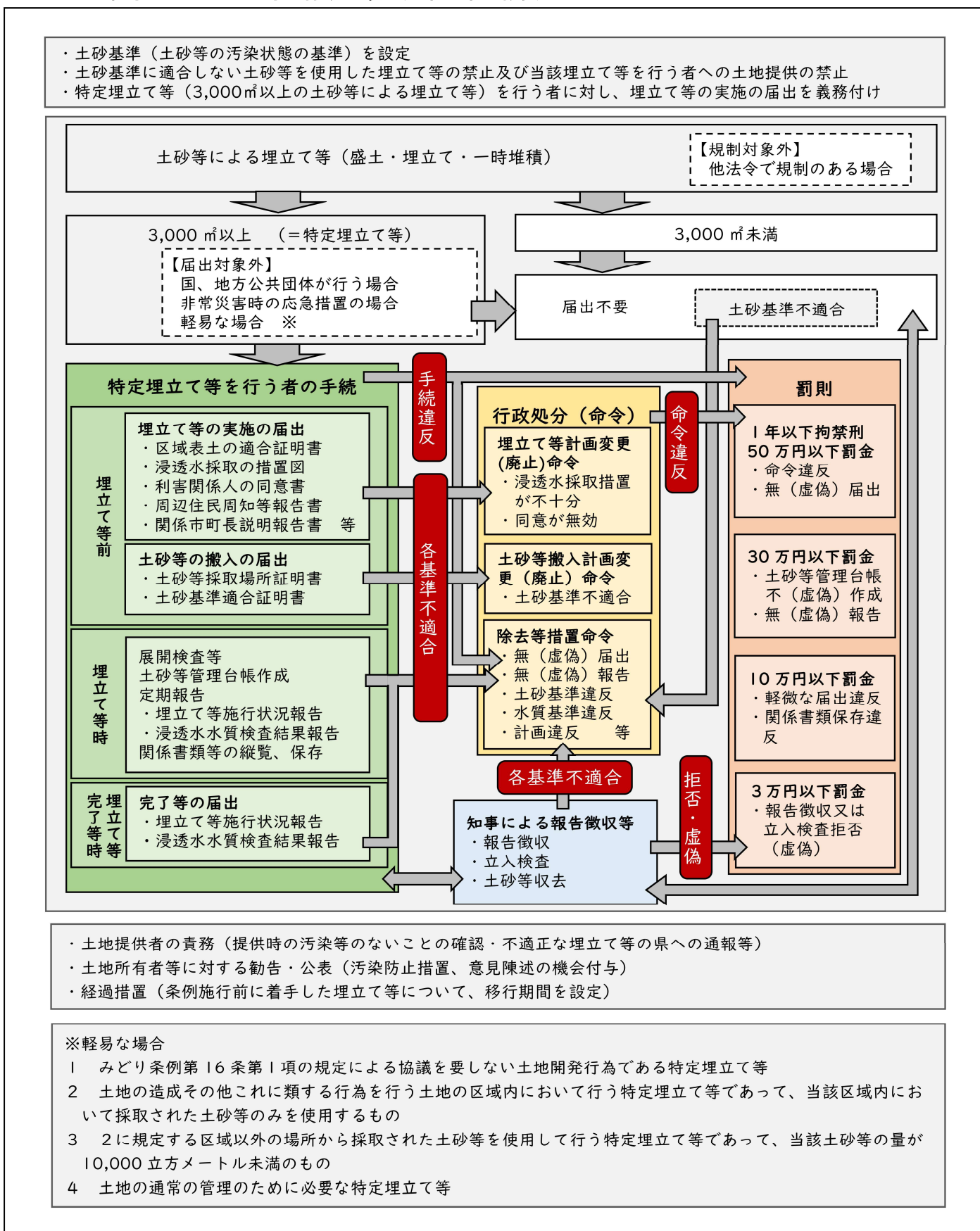
何人に対しても、土砂基準に適合しない土砂等を使用して埋立て等を行い、又は土砂基準に適合しない土砂等を使用して埋立て等を行う者に土地を提供することを禁止しています。（P18）

(2) 特定埋立て等に関する規制

土砂等による埋立て等に供する土地の区域以外の場所から採取された土砂等による埋立て等であって、当該埋立て等区域の面積が 3,000 平方メートル以上であるものを「特定埋立て等」（P11）とし、特定埋立て等を行おうとする者に対して、特定埋立て等の実施の届出、土砂等の搬入の届出等を義務付けています。（P19～）

3. 土砂等による埋立て等に伴う土壌の汚染対策の概要図

図 1-1 土砂等による埋立て等に伴う土壌の汚染対策の概要図



第2 用語の説明

1. 土砂等

【条例】

(定義)

第2条 略

2～9 略

10 この条例において「土砂等」とは、土砂及びこれに混入し、又は吸着した物（廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。

11～21 略

解説

- 「土砂」とは、次のアからオまでのいずれかに該当するものをいいます。
 - ア 地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」という。）
 - イ 地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル以上のもの（以下「石」という。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの
 - ウ 地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの
 - エ 土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの
 - オ 建設廃棄物等の建設副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第2項に規定する副産物のうち、建設工事に伴うものをいう。以下同じ。）を土と同等の性状にしたもの
- 有価物か無価物かは問いません。
- 再生土や改良土も対象となります。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物（以下「廃棄物」という。）に該当するものは、対象となりません。同法に基づき適正に処理してください。
- この条例において「県外土砂等」とは、県外において採取された土砂等をいい、「県内土砂等」とは、県外土砂等以外の土砂等をいいます。

2. 埋立て等

【条例】

(定義)

第2条 略

2～10 略

11 この条例において「埋立て等」とは、土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をする行為（生活環境の保全上必要な措置が図られているものその他の規則で定める行為を除く。）をいう。

12～21 略

【規則】

（条例第2条第11項の規則で定める行為）

第10条の2 条例第2条第11項の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

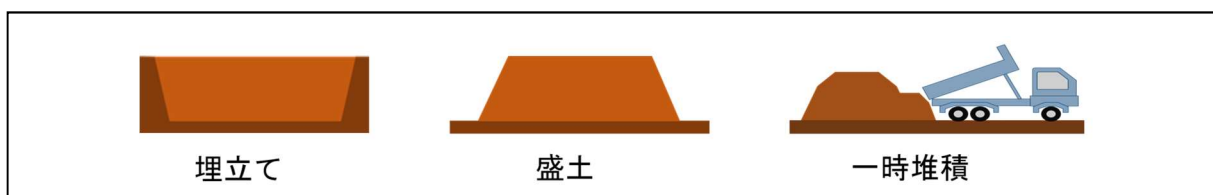
- （1） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定による許可を受け、若しくは同法第9条の3第1項の規定による届出をした一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設において堆積をする行為
- （2） 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第13条第1項の規定による届出をした特定施設において堆積をする行為
- （3） 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定による指定を受けた要措置区域又は同法第11条第1項の規定による指定を受けた形質変更時要届出区域（同法第6条第1項に規定する汚染の除去等の措置が講じられる場合に限る。）において堆積をする行為
- （4） 土壤汚染対策法第17条の規定による汚染土壌の運搬に関する基準に従い汚染土壌を一時的に保管する施設において堆積をする行為
- （5） 土壤汚染対策法第22条第1項の規定による許可を受けた汚染土壌処理施設において堆積をする行為
- （6） 製品の製造若しくは加工のための原材料又は試験、検査等のための試料の堆積をする行為
- （7） その他生活環境の保全上必要な措置が図られていると知事が認める行為

解説

□ 「埋立て等」とは、埋立て、盛土及び一時堆積をいいます。（図 2-1）

- 埋立て …周辺地盤面より低い窪地を埋め立てるもの
（例）岩石・砂利採取後の埋め戻し
- 盛土 …周辺地盤面より高くなるように土砂等を盛り、将来の形状の変更（搬出）の予定がないもの
（例）農地や宅地の造成
建設残土で山間部の谷地を埋め立てる「残土処分場」
- 一時堆積…周辺地盤面より高くなるよう一時的に土砂等を盛り、将来の形状の変更（搬出）が予定されているもの
（例）ストックヤード等いわゆる「仮置き」

図 2-1 埋立て等のイメージ



- 「その他生活環境の保全上必要な措置が図られていると知事が認める行為」とは、例えば、他の法令若しくは条例の規定又はこれらに基づく処分による義務の履行として堆積をする行為をいいますが、当該条項に該当するか行為か否かにつきましては個別に御相談ください。

3. 埋立て等区域

【条例】

(定義)

第2条 略

2～11 略

12 この条例において「埋立て等区域」とは、土砂等による埋立て等に供する土地の区域（当該埋立て等が一団の土地の区域において行われる場合にあっては、当該一団の土地の区域）をいう。

13 略

解説

- 「埋立て等区域」とは、実際に埋立て等を行う土地の区域をいいます。（図 2-2）
- 「一団の土地の区域」のイメージは、図 2-3 のとおりです。
- 「一団の土地の区域」の範囲は、当該土地が主体的、時間的、物理的、機能的、計画的に一体性を有しているか等により総合的に判断されます。（届出を要する埋立て等 P21）

図 2-2 埋立て等区域のイメージ

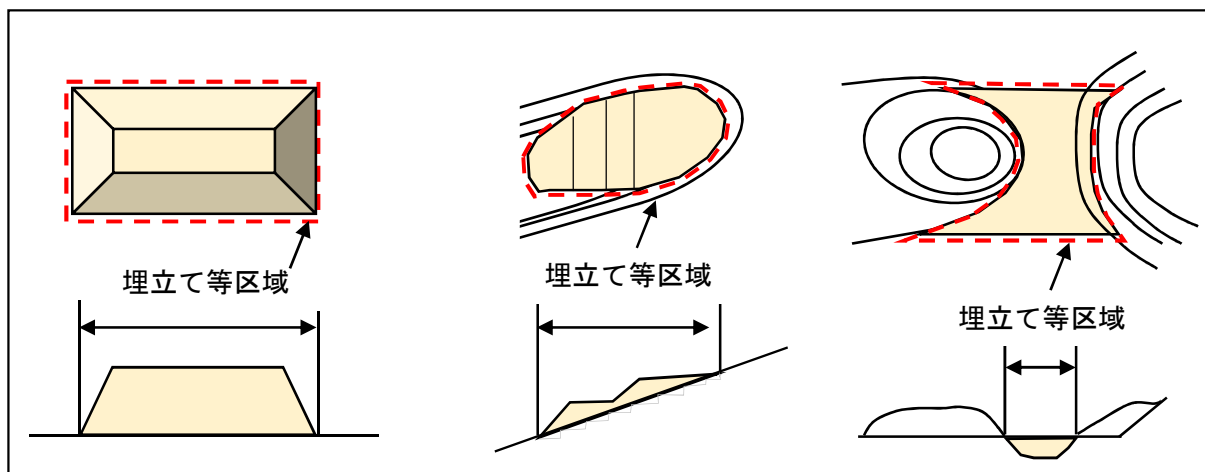
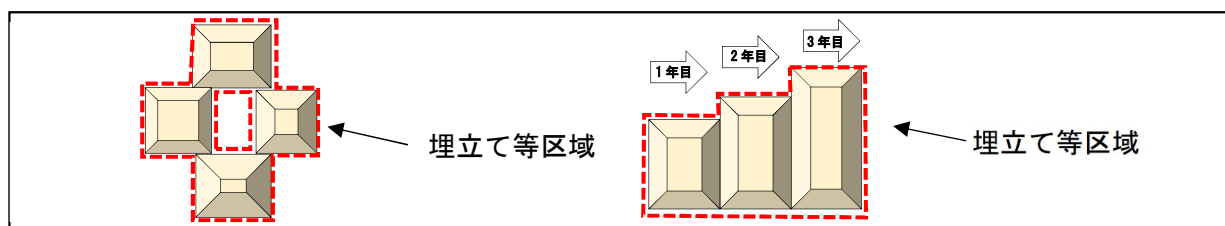


図 2-3 一団の土地の区域のイメージ



4. 特定埋立て等

【条例】

(定義)

第2条 略

2～12 略

13 この条例において「特定埋立て等」とは、埋立て等区域以外の場所から採取された土砂等を使用して行う埋立て等であって、当該埋立て等区域の面積が3,000平方メートル以上であるものをいう。

5. 土砂基準

【条例】

(土砂基準)

第62条の2 土砂基準は、埋立て等に使用される土砂等の汚染状態について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして規則で定める。

【規則】

(土砂基準)

第51条の2 条例第62条の2の土砂基準は、別表第21の2の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

解説

□ 詳細は、表 2-1 を参照してください。(P13)

6. 水質基準

【条例】

(定期報告等)

第62条の21 略

3 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等に供する埋立て等区域内の浸透水が、水質基準（埋立て等区域内の浸透水の汚染状態について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして規則で定め

る基準をいう。以下同じ。)に適合していないことを確認したとき(前項ただし書の場合にあっては、当該埋立て等区域内の土壌が土砂基準に適合しないことを確認したとき)は、直ちに当該特定埋立て等を停止し、その原因の調査その他当該特定埋立て等により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じ、その結果を知事に報告しなければならない。

【規則】

(水質基準)

第 51 条の 15 条例第 62 条の 21 第 3 項の水質基準は、別表第 21 の 4 の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

解説

- ☐ 詳細は、表 2-2 を参照してください。(P15)
- ☐ 「浸透水」とは、特定埋立て等に伴った土砂等の層を通過した雨水等をいいます。

表 2-1 土砂基準（別表第 21 の 2 関係）

項目	基準値
カドミウム	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下であること。
砒素	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であり、かつ、埋立て等に供する土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、土砂等 1 キログラムにつき 15 ミリグラム未満であること。
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	埋立て等に供する土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、土砂等 1 キログラムにつき 125 ミリグラム未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。
1, 2—ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下であること。
1, 1—ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下であること。
1, 2—ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下であること。
1, 1, 1—トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下であること。
1, 1, 2—トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。
1, 3—ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下であること。

シマジン	検液 1 リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。
項目	基準値
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
ベンゼン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
セレン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
ふっ素	検液 1 リットルにつき0.8ミリグラム以下であること。
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下であること。
1, 4—ジオキサン	検液 1 リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。
備考	
1 測定方法は、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号。以下「土壌環境基準告示」という。）別表に定める方法による。 2 この表の右欄に掲げる要件のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壌環境基準告示付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。 3 「有機りん」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。 4 「検液中に検出されないこと」とは、1に掲げる測定方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。 5 1, 2—ジクロロエチレンの濃度は、1に掲げる測定方法により測定されたシス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。	

表 2-2 水質基準（別表第 21 の 4 関係）

項目	基準値
カドミウム	1 リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。
全シアン	検出されないこと。
有機りん	検出されないこと。
鉛	1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
六価クロム	1 リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。
砒素	1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
総水銀	1 リットルにつき0.0005ミリグラム以下であること。
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
銅	埋立て等に供する土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、1 リットルにつき1 ミリグラム以下であること。
ジクロロメタン	1 リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	1 リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	1 リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
1， 2—ジクロロエタン	1 リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。
1， 1—ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。
1， 2—ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。
1， 1， 1—トリクロロエタン	1 リットルにつき1 ミリグラム以下であること。
1， 1， 2—トリクロロエタン	1 リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
1， 3—ジクロロプロペン	1 リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
チウラム	1 リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
シマジン	1 リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。
チオベンカルブ	1 リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
ベンゼン	1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
セレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
ふっ素	1 リットルにつき0.8ミリグラム以下であること。
ほう素	1 リットルにつき1 ミリグラム以下であること。

1, 4—ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。
備考 1 測定方法は、土壤環境基準告示別表に定める方法による。ただし、砒素及びアルキル水銀にあっては地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）別表に定める方法、銅にあっては日本産業規格K0102-3の11.2、11.3、11.4、11.5又は11.6に定める方法による。 2 「有機りん」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。 3 「検出されないこと」とは、1に掲げる測定方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。 4 1, 2—ジクロロエチレンの濃度は、1に掲げる測定方法により測定されたシス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。	

第3 土砂等の埋立て等に関する規制

1. 土砂等の埋立て等に関わる者の責務

【条例】

(土砂等による埋立て等を行う者の責務)

第 62 条の 3 土砂等による埋立て等を行う者は、その実施に当たっては、当該埋立て等へ供する埋立て等区域の周辺地域の住民の理解を得るよう努めなければならない。

2 土砂等による埋立て等を行う者は、土壌の汚染（土砂基準に適合しない土砂等が埋立て等に使用されたことにより、土壌が汚染された状態をいう。以下同じ。）を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。

(土砂等を発生させる者の責務)

第 62 条の 4 土砂等を発生させる者は、埋立て等に使用される土砂等を排出しようとするときは、当該土砂等の汚染の状況を確認し、埋立て等により土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を排出することのないよう努めなければならない。

(土砂等の運搬を行う者の責務)

第 62 条の 5 土砂等の運搬を行う者は、埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染の状況を確認し、埋立て等により土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。

(土地の所有者等の責務)

第 62 条の 6 土地の所有者等は、土砂等による埋立て等の用に供するために土地を提供しようとするときは、当該埋立て等により土壌の汚染が発生するおそれがないことを確認するよう努めなければならない。

2 土地の所有者等は、提供した土地において土砂等による埋立て等が不適正に行われていることを知ったときは、速やかに県への通報その他必要な措置を講じなければならない。

解説

- 土砂等の埋立て等においては、埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者、土砂等の運搬を行う者それぞれに責務があり、また、土地の所有者等の責務があります。
- 「土地の所有者等」とは、土地の所有者、管理者又は占有者をいいます（条例第 51 条第 5 項）。
- 土地の所有者等の責務に記載する「土壌の汚染が発生するおそれがないことを確認」とは、土地の所有者等が条例の内容を正しく理解し、埋立て等を行う者とともに当該埋立て等により土壌の汚染が発生するおそれがないように当該埋立て等の内容を確認することをいいます。

- 土地の所有者等に記載する「土砂等による埋立て等が不適正に行われていること」とは、提供した土地において、条例の手續がとられていないこと、廃棄物が混入されていること、土砂基準に適合しない土砂等が使用されていること等をいいます。
- 土地の所有者等に記載する「その他必要な措置」とは、埋立て等を行っている者に対し当該埋立て等を停止するよう要請したり、土壌の汚染の除去等を要請したりすることをいいます。

2. 土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止

【条例】

（土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止等）

第 62 条の 7 何人も、土砂基準に適合しない土砂等を使用して埋立て等を行い、又は土砂基準に適合しない土砂等を使用して行う埋立て等の用に供するために土地を提供してはならない。

- 2 知事は、埋立て等に使用され、又は使用された土砂等が土砂基準に適合しないと認めるときは、当該埋立て等を行い、又は行った者に対し、直ちに当該埋立て等を停止し、又は期限を定めて、当該埋立て等に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、若しくは土壌の汚染を防止し、若しくは除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

解説

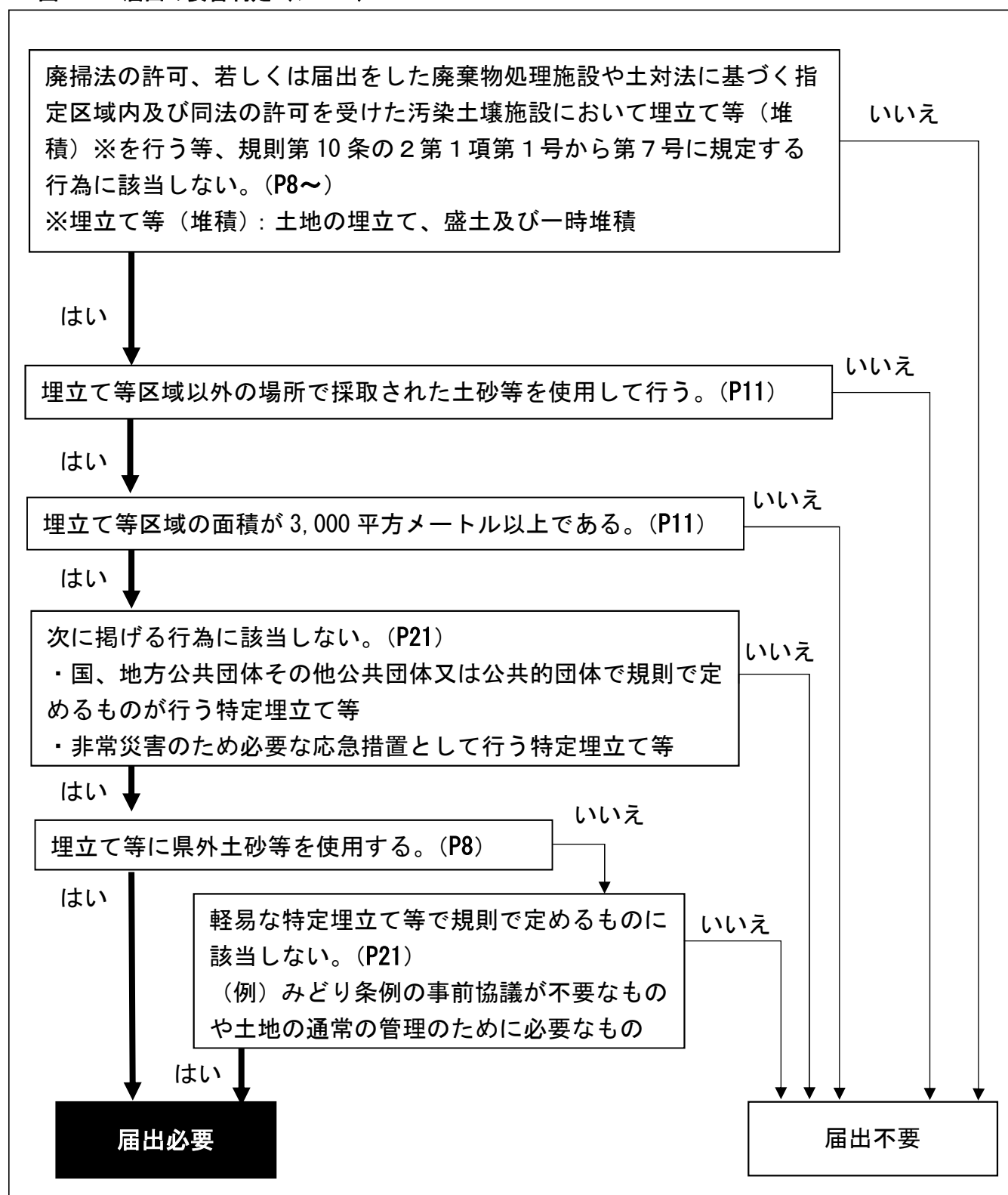
- 「土砂基準に適合しない土砂等」とは、土砂基準（P13）の左欄に掲げる項目のうち 1 以上の項目が右欄に掲げる要件を満たさない土砂等をいいます。

第4 特定埋立て等に関する規制

1. 届出の要否判定

□ 図 4-1 を参照し、届出の要否を確認してください。

図 4-1 届出の要否判定（フロー）



2. 主な手続の流れ

□ 特定埋立て等に係る主な手続の流れは、図 4-2 のとおりです。

図 4-2 主な手続の流れ

	手続	県内土砂等を使用		県外土砂等 を使用 ※ 2	相手先
		開発区域面積※ 1			
		4. 5ha 未満	4. 5ha 以上		
埋 立 て 等 前	事前調査・事前相談（P27）	○	○	○	県
	表土検査（P27）	○	○	○	
	利害関係人の同意取得（P28）	○	○	○	利害関係人
	住民への周知（P29）		○	○	住民
	関係市町長への説明（P32）		○	○	関係市町長
	特定埋立て等の実施の届出（P36）	○	○	○	県
	土砂等の搬入の届出（P43）			○	県
埋 立 て 等 中	展開検査等（P46）			○	
	土砂等管理台帳作成（P47）			○	
	定期報告（P49）	○	○	○	県
	関係書類等の縦覧（P52）			○	
	関係書類等の保存（P52）			○	
	標識の掲示（P53）	○	○	○	
完 了 時	特定埋立て等完了の届出（P55）	○	○	○	県
	関係書類等の保存（P52）			○	

※ みどり条例第2条第1項第4号の「開発区域」と同じ意味です。

※ 埋立て等区域において、県外土砂等と県内土砂等が混在する場合も、県外土砂等として扱います。

3. 届出の対象となる特定埋立て等

【条例】

(特定埋立て等の実施の届出)

第 62 条の 8 特定埋立て等を行おうとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

2・3 略

解説

(1) 届出を要する埋立て等

- ☐ 特定埋立て等（埋立て等区域以外の場所から採取された土砂等による埋立て等であって、当該埋立て等区域の面積が 3,000 平方メートル以上であるもの。P11）を行おうとする場合は、届出が必要です。
- ☐ 埋立て等区域の面積が 3,000 平方メートル未満であっても、埋立て等区域が複数あり一団の土地と認められる場合は、その面積の合計が 3,000 平方メートル以上となるものも含みます。
一団の土地として扱われるか否かは、当該土地が主体的、時間的、物理的、機能的、計画的に一体性を有しているか等により総合的に判断されます。
 - 主体的一体性…同一の者が行うものか
 - 時間的一体性…既行為との施行時期が近接しているか
 - 物理的一体性…対象地が接しており、ひとまとまりになっているか
 - 機能的・計画的一体性…2 つ以上の土地における土砂等の埋立て等が一連の計画のもとに、その時期、目的等について密接な関連をもっているか

(2) 届出の義務がある者

- ☐ 「特定埋立て等を行おうとする者」とは、特定埋立て等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいいます。

(3) 届出を要する地域

- ☐ 県内全域が対象です。

(4) 届出が不要な特定埋立て等

【条例】

(特定埋立て等の実施の届出)

第 62 条の 8 略

2 前項の規定は、次に掲げる特定埋立て等には適用しない。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体で規則で定めるものを行う特定埋立て等
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う特定埋立て等
- (3) 軽易な特定埋立て等で規則で定めるもの

3 略

【規則】

(特定埋立て等の実施等の届出)

第 51 条の 3 略

2 略

3 条例第 62 条の 8 第 2 項第 1 号の規則で定める公共団体又は公共的団体は、次のとおりとする。

- (1) 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- (2) 独立行政法人水資源機構
- (3) 土地開発公社

4 条例第 62 条の 8 第 2 項第 3 号の規則で定める特定埋立て等は、次に掲げる特定埋立て等（県外土砂等を使用しないものに限る。）とする。

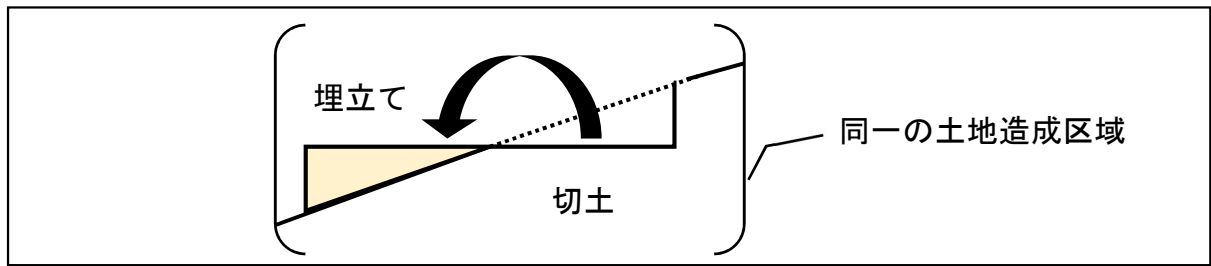
- (1) みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成 14 年香川県条例第 2 号）第 16 条第 1 項の規定による協議を要しない土地開発行為である特定埋立て等
- (2) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う特定埋立て等であって、当該区域内において採取された土砂等のみを使用するもの
- (3) 前号に規定する区域以外の場所から採取された土砂等を使用して行う特定埋立て等であって、当該土砂等の量が 1 万立方メートル未満のもの
- (4) 土地の通常の管理のために必要な特定埋立て等

5 略

解説

- みどり条例第 16 条第 1 項の規定による協議を要しない土地開発行為か否かが不明な場合は、県みどり保全課までご相談ください。
- 「土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域」とは、みどり条例第 2 条第 4 号の「開発区域」と同じ意味です。
- 「土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う特定埋立て等であって、当該区域内において採取された土砂等のみを使用するもの」は、 4-3 を参照してください。例えば、採石法（昭和 25 年法律第 291 号）又は砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）に基づき認可を受けた採取場から採掘された土砂等を当該区域内において処分する場合は該当します。

図 4-3 区域内において採取された土砂等を使用して行う特定埋立て等のイメージ



(5) 経過措置

【条例】

(経過措置)

- 第 62 条の 9 一の埋立て等が特定埋立て等となった際現にその埋立て等を行っている者は、当該埋立て等が特定埋立て等になった日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、前条第 1 項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、当該期間内に当該埋立て等を完了したときは、この限りでない。
- 2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項本文の規定による届出について準用する。

【規則】

(特定埋立て等の実施等の届出)

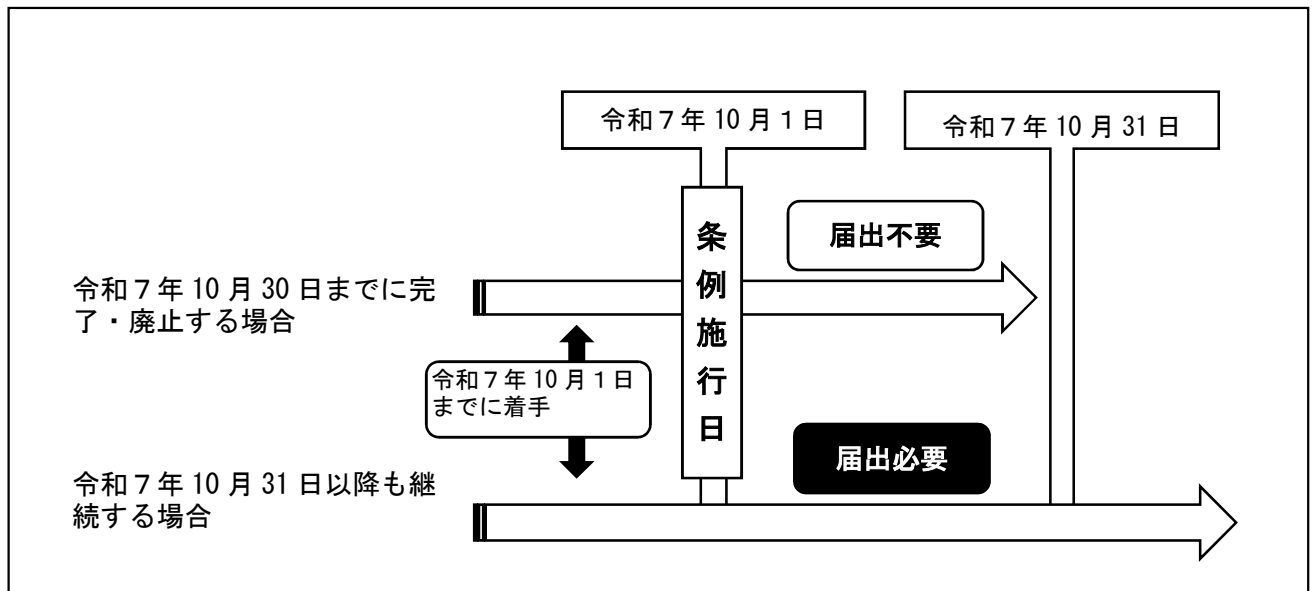
- 第 51 条の 3 条例第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62 条の 13 第 1 項若しくは第 3 項の規定による届出は、特定埋立て等実施（変更）届出書（第 18 号様式の 2）により行わなければならない。
- 2～5 略

解説

- 経過措置のイメージは、図 4-4 を参照してください。
- 条例の施行日（令和 7 年 10 月 1 日※）前までに既に特定埋立て等を行っている場合で、令和 7 年 10 月 30 日までに、当該埋立て等を完了・廃止する場合は、届出は不要です。
- 条例の施行日（令和 7 年 10 月 1 日※）前に既に特定埋立て等を行っている場合で、令和 7 年 10 月 31 日以降も継続して特定埋立て等を行う場合は、令和 7 年 10 月 30 日までに、特定埋立て等の実施の届出が必要です。その場合は、特定埋立て等の実施の届出に必要な利害関係人の同意の取得、住民への周知及び関係市町長への説明は、条例の施行日（令和 7 年 10 月 1 日※）前までに行っても構いません。

※令和7年10月1日以降も、条例又は規則の改正により、従来届出が必要でなかった土砂等による埋立て等が、新たに届出が必要となった場合は、当該条例又は規則の改正の施行日が、条例第62条の9第1項の「当該埋立て等が特定埋立て等になった日」となり、本条の経過措置が適用されます。

図 4-4 経過措置



4. 特定埋立て等に関する手続に必要な提出書類

(1) 手続ごとの提出書類

表 4-1 手続ごとの提出書類

手続	提出書類	使用する土砂等	
		県内土砂	県外土砂※2
特定埋立て等の実施（変更）の届出（P36）	特定埋立て等実施（変更）届出書	○	○
	位置図	○	○
	地籍図	○	○
	利用計画平面図	○	○
	縦横断面図	○	○
	求積図	○	○
	土地の登記事項証明書	○	○
	表土の検査試料採取調書	○	○
	表土の検査試料採取地点位置図、現場写真	○	○
	表土の検査結果証明書	○	○
	浸透水採取措置図	○	○
	関係市町の範囲の算定資料、当該範囲の図面	○	○
	法人の登記事項証明書（法人の場合）	○	○
	住民票の写し、個人番号カードの写し等（個人の場合、ただし個人番号の記載のないものに限る。）	○	○
	納税証明書	○	○
	利害関係人の同意書	○	○
	特定埋立て等施行周知実施状況報告書	△※3	○
	特定埋立て等施行説明実施状況報告書	△※3	○
土砂等の搬入の（変更）届出（P43）	現況写真	○	○
	土砂等搬入（変更）届出書	—	○
	土砂等採取場所証明書	—	○
	搬入土砂等の検査試料採取調書	—	○
	搬入土砂等の検査試料採取地点位置図、現場写真	○	○
	搬入土砂等の検査結果証明書	—	○
定期報告（P49）	特定埋立て等施行状況報告書	○	○
	土砂等管理台帳の写し	—	○
	土砂等採取場所証明書	○※4	—
	水質検査等結果報告書	○	○
	検査試料採取調書	○	○
	試料採取地点位置図、現場写真	○	○
	検査結果証明書	○	○
完了の届出（P55）	特定埋立て等完了届出書	○	○
	定期報告と同じ添付書類。ただし、届出の受理後に提出。	○	○
休止・廃止の届出（P56）	特定埋立て等休止（廃止）届出書	○	○
	定期報告と同じ添付書類。ただし、届出の受理後に提出。	○	○
	休止又は廃止のために講じた措置の内容を確認できる計画書、図面その他書類	○	○
再開の届出（P56）	特定埋立て等再開届出書	○	○
承継の届出（P57）	特定埋立て等承継届出書	○	○
	承継した事実を証する書類	○	○
	法人の登記事項証明書（法人の場合）	○	○
	住民票の写し、個人番号カードの写し等（個人の場合）	○	○

- ※1 上記以外にも、知事が必要と認める書類の提出が必要な場合があります。
- ※2 県外土砂と県内土砂が混在する場合も、県外土砂として扱います。
- ※3 県内土砂の場合は、開発区域（みどり条例第2条第1項第4号）の面積が4.5ha以上の場合のみ必要です。
- ※4 県内土砂の場合のみ必要です。

(2) 提出部数

届出書及び報告書の提出部数は正本1通です。

(3) 届出書及び報告書の製本

ファイル等で製本してください。また、添付書類等は、原則A4版とし目次を作成してインデックス等を貼付してください。原則、表4-1の順に綴じてください。

(4) 図面

A3版を超える大きさの図面は、図面袋等に入れ末尾に綴じてください。一枚の図面に二つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記してください。

(5) 電子申請・届出システムを使用する場合

条例に基づく届出書及び報告書の提出は、香川県電子申請・届出システムを利用することができます。その際の、届出書及び報告書並びに図面は、紙で提出する際に準じて作成したものを、当該システムにより提出するか別途郵送又は持参してください。

5. 特定埋立て等の実施前に必要な手続

(1) 事前調査・事前相談

ア 事前調査

- 条例の届出が必要か否かについて、ご確認ください。(届出の要否判定 P19)
- 不明な場合は、県みどり保全課までご相談ください。(P117)
- 土砂等による埋立て等は、この条例以外にも、森林法や農地法をはじめ様々な法令により規制が設けられている場合があります。土砂等による埋立て等を行おうとする場合は、これらの法令の規制について漏れなく関係機関に確認してください。

イ 事前相談

- 事前調査が終了した時点で、届出を行おうとしている特定埋立て等の具体的な内容について、県みどり保全課までご相談ください。届出に必要な手続や添付書類等について説明します。
- 事前相談は、以降の円滑な手続を行うため、複数回必要となる場合があります。

(2) 表土検査

【条例】

(特定埋立て等の実施の届出)

第 62 条の 8 略

2 略

3 第 1 項の規定による届出には、特定埋立て等に従事する埋立て等区域の土地の位置図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

【規則】

(特定埋立て等の実施の届出)

第 51 条の 3 略

2～4 略

5 条例第 62 条の 8 第 3 項（条例第 62 条の 9 第 2 項及び第 62 条の 13 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により第 1 項の届出書に添付しなければならない書類は、次の各号（第 51 条の 6 に規定する特定埋立て等にあつては、第 10 号及び第 11 号を除く。）に掲げる書類とする。

(1)・(2) 略

(3) 特定埋立て等に従事する埋立て等区域の表土の汚染状態についての検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書（第 18 号様式の 3）、当該試料を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該検査の結果を証する書類（計量法施行規則（平成 5 年通商産業省令第 69 号）第 50 条第 1 号に規定する環境計量

士（濃度関係）（以下「環境計量士」という。）が発行したものであって、当該表土が土砂基準に適合することを確認できるものに限る。）

（4）～（13） 略

解説

- 特定埋立て等に供する埋立て等区域の表土の汚染状態について検査を行ってください。当該検査は特定埋立て等の実施の届出日より前3か月以内に行ってください。
- 検査については、以下の点に留意して実施してください。
 - ア 特定埋立て等に供する埋立て等区域の面積が1 ha 以下の場合は1 区域、1 ha を超える場合は1 ha 以内の区域に等分し、当該等分された区域ごとに5 地点均等混合法で試料を採取し、区域ごとの試料を等量混合したものを検査試料としてください。なお、当該等分された区域における試料の採取地点は、中央地点及び中央地点から東西南北方向に10m の地点の5 地点を基本としますが、中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央点と当該区域の境界との中間の4 地点、計5 地点とすることでも差し支えないものとします。
 - イ 試料を自らが採取する場合は、試料採取地点の表層の土壌（地表から深さ5 cmまでの土壌をいう。以下同じ。）及び深さ5 cmから50 cmまでの土壌を採取し、表層の土壌と深さ5 cmから50 cmまでの土壌とを同じ重量混合してください。なお、その際、検査を依頼する分析機関に容器、採取量等についてよく確認を行ってください。
 - ウ 分析機関に検査を依頼する際、土砂基準の検査項目及び測定方法に誤りのないよう注意してください。（土砂基準 P13）
- ※ 特定埋立て等の目的が「農地造成（田）」の場合は、「砒素^ひ」「銅」の含有試験を追加してください。
- エ 埋立て等区域の表土が岩石（石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたものをいう。）の場合は、検査は不要です。

（3） 利害関係人の同意

【条例】

（利害関係人の同意）

第 62 条の 10 第 62 条の 8 第 1 項又は前条第 1 項本文の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、その届出に係る特定埋立て等^{（一）}に供する埋立て等区域の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者又は利害関係を有する者で規則で定めるものに対し、当該特定埋立て等の内容を説明し、その全員の同意を得なければならない。

【規則】

(条例第 62 条の 10 の規則で定める者)

第 51 条の 4 条例第 62 条の 10 の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 特定埋立て等に限る埋立て等区域内からの排水の第 1 次放流先の水利権を有する者
- (2) 埋立て等区域内の浸透水を採取するための措置に限る土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者

解説

- 同意が必要な主な利害関係人は以下のとおりです。
 - ア 特定埋立て等に限る埋立て等区域の土地及び特定埋立て等に限る埋立て等区域の浸透水を採取するための措置に限る土地の所有権、地上権、質権（当該土地を占有する不動産質権者に限る。）、賃借権、使用貸借権又は使用収益権（永小作権、地役権（内容に応じて同意が必要か判断）等）を有する者
 - イ 特定埋立て等に限る埋立て等区域内からの排水の第 1 次放流先の水利権を有する者
- 利害関係人に内容を説明する際は、図や写真を用いるなど分かりやすい説明を心がけてください。
- 利害関係人への説明は、県みどり保全課に届出を行う内容を元にしてください。利害関係人の同意を得た後、届出の内容を変更する場合は、変更後の内容を元に、再度利害関係人への説明を行い、同意を得てください。
- 利害関係人の同意を得た場合は、特定埋立て等実施同意書（P115）及び水利権者等の同意書（P116）に準じた書面を作成してください。特定埋立て等の実施の届出の際に必要となります。

(4) 住民への周知

【条例】

(住民への周知)

第 62 条の 11 第 62 条の 8 第 1 項又は第 62 条の 9 第 1 項本文の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、その届出に係る特定埋立て等に限る埋立て等区域の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該特定埋立て等の内容を周知させるため必要なものとして規則で定める措置を講じなければならない。

【規則】

(住民への周知の方法)

第 51 条の 5 条例第 62 条の 11 の規則で定める措置は、次に掲げるいずれかの措置（県外土砂等を使用する特定埋立て等にあつては、第 1 号に掲げる措置）とする。

- (1) 特定埋立て等の内容についての説明会を開催すること。
- (2) 特定埋立て等の内容を記載した書類を、当該特定埋立て等に供する埋立て等区域の周辺地域の住民に配布すること。
- (3) 特定埋立て等の内容を当該特定埋立て等に供する埋立て等区域内又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、インターネットを利用する方法により一般の閲覧に供すること。

2 県外土砂等を使用しない特定埋立て等であつて、知事が特に必要がないと認めるものについては、前項の規定にかかわらず、条例第 62 条の 11（条例第 63 条の 13 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による措置は要しないものとする。

解説

- 周知すべき住民の範囲は、埋立て等区域が含まれる地域の自治会、水利関係者又は埋立て等区域の周辺において権利を有する者等が考えられます。
- 周知は、次のいずれかの方法で行ってください。ただし、特定埋立て等に使用しようとする土砂等に県外土砂等が含まれる場合は、必ず説明会を開催してください。
 - 特定埋立て等の内容についての説明会を開催すること。
 - 特定埋立て等の内容を記載した書類を、当該特定埋立て等に供する埋立て等区域の周辺地域の住民に配布すること。
 - 特定埋立て等の内容を当該特定埋立て等に供する埋立て等区域内又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。
- 住民への周知は、県みどり保全課に届出を行う内容を元に行ってください。住民への周知後、届出の内容を変更する場合は、変更後の内容を元に、再度住民へ周知をしてください。
- 住民への周知を行った場合は、特定埋立て等施行周知実施状況報告書を作成してください。周知を複数回行った場合は、周知ごとに作成してください。
- 特定埋立て等施行周知実施状況報告書の記載事項は、表 4-2 のとおりです。
- 特定埋立て等施行周知実施状況報告書の添付書類は、表 4-3 のとおりです。
- 特定埋立て等施行周知実施状況報告書及び当該報告書の添付書類は、特定埋立て等の実施の届出の添付書類となります。
- 県外土砂等を使用しない場合であつて、みどり条例第 2 条第 1 項第 4 号に規定する開発区域の面積が 4.5ha 未満の場合は、住民への周知は不要です。

表 4-2 特定埋立て等施行周知実施状況報告書の記載事項

記載事項	備考
特定埋立て等に供する埋立て等区域の位置	
周知方法	「説明会開催」を選択した場合は、説明会の開催の周知の方法を括弧内に記載してください。
周知日時又は周知期間	周知方法で「説明会開催」を選択した場合は説明会の開催の日時を、「書類配布」を選択した場合は配布期間を、「掲示及びインターネット」を選択した場合は掲示を実施した期間及びインターネットによる閲覧可能期間を記載してください。
周知範囲又は周知場所	周知方法で「説明会開催」を選択した場合は説明会の開催の周知を行った住民の範囲を、「書類配布」を選択した場合は書類を配布した住民の範囲を、「掲示及びインターネット」を選択した場合は掲示した場所及び閲覧に供したウェブサイトのアドレスを記載してください。
説明者の役職及び氏名	
出席者数又は配布件数	周知方法で「説明会開催」を選択した場合は説明会の出席者数を、「書類配布」を選択した場合は書類を配布した件数を記載してください。
住民からの質問、意見、要望等及びこれらに対する回答	全て記載してください。（記載できない場合、別紙にて記載し、別紙を添付してください。）

表 4-3 特定埋立て等施行周知実施状況報告書の添付書類

添付書類	備考
住民への周知に使用した資料や周知した内容が分かる資料	周知方法で「説明会開催」を選択した場合は説明会で配布した資料（説明会の開催の周知の方法が分かる資料を含む。）を、「書類配布」を選択した場合は配布した書類を、「掲示及びインターネット」を選択した場合は掲示内容及び閲覧に供したウェブサイトの内容を確認できる書類を添付してください。

(5) 関係市町長への説明

【条例】

(関係市町長への説明)

第 62 条の 12 第 62 条の 8 第 1 項又は第 62 条の 9 第 1 項本文の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、関係市町の長に対し、その届出に係る特定埋立て等の内容を説明しなければならない。

【規則】

(関係市町長への説明の省略)

第 51 条の 6 前条第 2 項の規定により条例第 62 条の 11 (条例第 63 条の 13 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による措置を要しないものとされた特定埋立て等については、条例第 62 条の 12 (条例第 63 条の 13 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による説明は要しないものとする。

解説

- 説明すべき関係市町の範囲は、表 4-4 により算定してください。当該算定に用いた計算を記載した書類及び範囲を示す図面を作成してください。特定埋立て等の実施の届出に必要となります。
- 市町長への説明は、県みどり保全課に届出を行う内容を元にしてください。市町長への説明後、届出の内容を変更する場合は、変更後の内容を元に、再度市町長へ説明をしてください。
- 市町により説明すべき部署が複数ある場合がありますので、事前に県みどり保全課までご連絡ください。
- 市町長への説明を行った場合は、特定埋立て等施行説明実施状況報告書を作成してください。説明を複数回行った場合は、説明ごとに作成してください。
- 特定埋立て等施行説明実施状況報告書の記載事項は表 4-5 のとおりです。
- 特定埋立て等施行説明実施状況報告書の添付書類は表 4-6 のとおりです。
- 特定埋立て等施行説明実施状況報告書及び当該報告書の添付書類は、特定埋立て等の実施の届出の添付書類となります。
- 県外土砂等を使用しない場合であって、みどり条例第 2 条第 1 項第 4 号に規定する開発区域の面積が 4.5ha 未満の場合は、関係市町長への説明は不要です。

表 4-4 関係市町の範囲の算定方法

1 算定方法

下流河川の低水流量が、次式により想定される特定埋立て等に供する埋立て等区域（以下この表において「埋立て等区域」という。）の浸透水量の 100 倍以上となり、河川水と浸透水とが十分に混合して一様な水質に達する地点までの範囲とする。

（1）埋立て等区域の浸透水量の算定

$$Q = 1 / 1000 \times i \times C \times A$$

Q ; 浸透水量 (m³/日)

i ; 降水量 (mm/日) → 埋立て等区域に最も近い気象観測所データー（15 年以上）の最大月間降水量の日換算値

C ; 流出係数 = 1 → 施工中、埋立て等区域内に降水した雨水全てが土砂等の影響を受けるものとする。

A ; 土砂等埋立区域面積 (m²) → 埋立て等区域に影響のある集水区域面積を含む。

（2）河川の低水流量の調査

既存資料の収集又は必要に応じ現地調査を行い、その結果を整理・解析すること。

なお、埋立て等区域に関係する流域の面積、降水量、土地利用形態別の流出率から河川流量を算出する方法がある。

また、現地調査については、「水質調査方法」(昭和 46 年 9 月 30 日環境庁水質保全局長通達)に定める測定方法又はこれに準ずる方法による。

2 算定例

関係市町の範囲を次の手順に従って予測する。

（1）設定

①埋立て等区域面積 A1= 2ha (20,000 m²)

②埋立て等区域の上流域の面積 A2= 200ha (2,000,000 m²)

〃 利用形態別面積

山林	150ha	(1,500,000 m ²)
畑地	50ha	(500,000 m ²)

③降水量 i = 14.4 mm/日

(例として高松地方气象台；1988～2002 年の最大月間降水量の日換算値を使用)

手順		計算等の例
1	埋立て等区域面積を確定する。 その際、埋立て等区域に影響のある集水区域面積を含める。	A1=20,000 m ² 通常、埋立て等区域の周辺は雨水等の排水施設を設けていることから、埋立て等区域面積だけとなる。

2	埋立て等区域の上流域の面積と土地利用形態別面積を把握する。	上流域面積 $A2 = 200\text{ha}$ ($2,000,000\text{ m}^2$) 利用形態別面積 山林 150ha ($1,500,000\text{ m}^2$) 畑地 50ha ($500,000\text{ m}^2$)
3	埋立て等区域とその上流域の降水量は、最も近い気象観測所が同一であれば、同じデータとなる。	降水量 $i = 14.4\text{ mm/日}$
4	埋立て等区域の浸透水量を求める。	浸透水量 $Q1 = 1/1000 \times i \times C \times A1$ $= 1/1000 \times 14.4 \times 1 \times 20,000$ $= 288\text{ m}^3/\text{日}$
5	上流域の河川流量を浸透水量の算定式に準じて求める。(土地利用形態別に流出係数を考慮すること。)※	上流域の河川流量 $Q2 = 1/1000 \times i \times C \times A2$ $= 1/1000 \times 14.4 \times (\text{山林 } 0.7 \times 1,500,000 + \text{畑地 } 0.6 \times 500,000)$ $= 19,440\text{ m}^3/\text{日}$
6	上流域の河川流量と浸透水量を比較して 100 倍以上になるか。 ①100 倍以上の場合は、埋立て等区域の下流域に影響はないこととなる。 ②100 倍未満の場合は、100 倍になるまで下流域の範囲の予測が必要	$Q2 \div Q1 = 19,440 \div 288$ $= 67.5\text{ 倍}$ 100 倍未満であることから、下流域の範囲を予測する。
7	浸透水量の 100 倍から上流域の河川流量を差し引き、その不足分を下流域の土地利用形態別面積ごとに河川流量として算定し下流域の範囲を確認する。 (下流域を山林と仮定することでおおよその面積を算出してから、範囲を絞り込み確定することもできる。)	$Q1 \times 100 - Q2 = 288 \times 100 - 19,440$ $= 9,360\text{ m}^3/\text{日}$ 下流域の河川流量 $Q3 = 1/1000 \times i \times C \times A3$ $= 1/1000 \times 14.4 \times (\text{山林 } 0.7 \times 800,000 + \text{畑地 } 0.6 \times 200,000)$ $= 9,792\text{ m}^3/\text{日}$ $\geq Q1 = 9,360\text{ m}^3/\text{日}$ 下流域面積 $A3 = 800,000 + 200,000 = 1,000,000\text{ m}^2 = 100\text{ha}$ の範囲までを浸透水量の 100 倍の河川流量の対象範囲とする。 よって、浸透水の影響範囲として意見聴取に関する市町は、A 町と B 市までとなる。

※ 埋立て等区域内における流出係数は、「建設省河川砂防技術基準（案）同解説」（社団法人日本河川協会）による数値を標準とする。

密集市街地	0.9	一般市街地	0.8	畑、原野	0.6	水田	0.7	山地	0.7
-------	-----	-------	-----	------	-----	----	-----	----	-----

ただし、保安林を含む林地等地表状態別の流出係数は、次表に示す値とすること。

区分 地表状態	浸透能		
	小（山岳地）	中（丘陵地）	大（平地）
林地	0.6 ～ 0.7	0.5 ～ 0.6	0.3 ～ 0.5
草地	0.7 ～ 0.8	0.6 ～ 0.7	0.4 ～ 0.6
耕地	—	0.7 ～ 0.8	0.5 ～ 0.7
裸地	1.0	0.9 ～ 1.0	0.8 ～ 0.9

※舗装面、屋根等不浸透面については1.0とする。

3 概要図

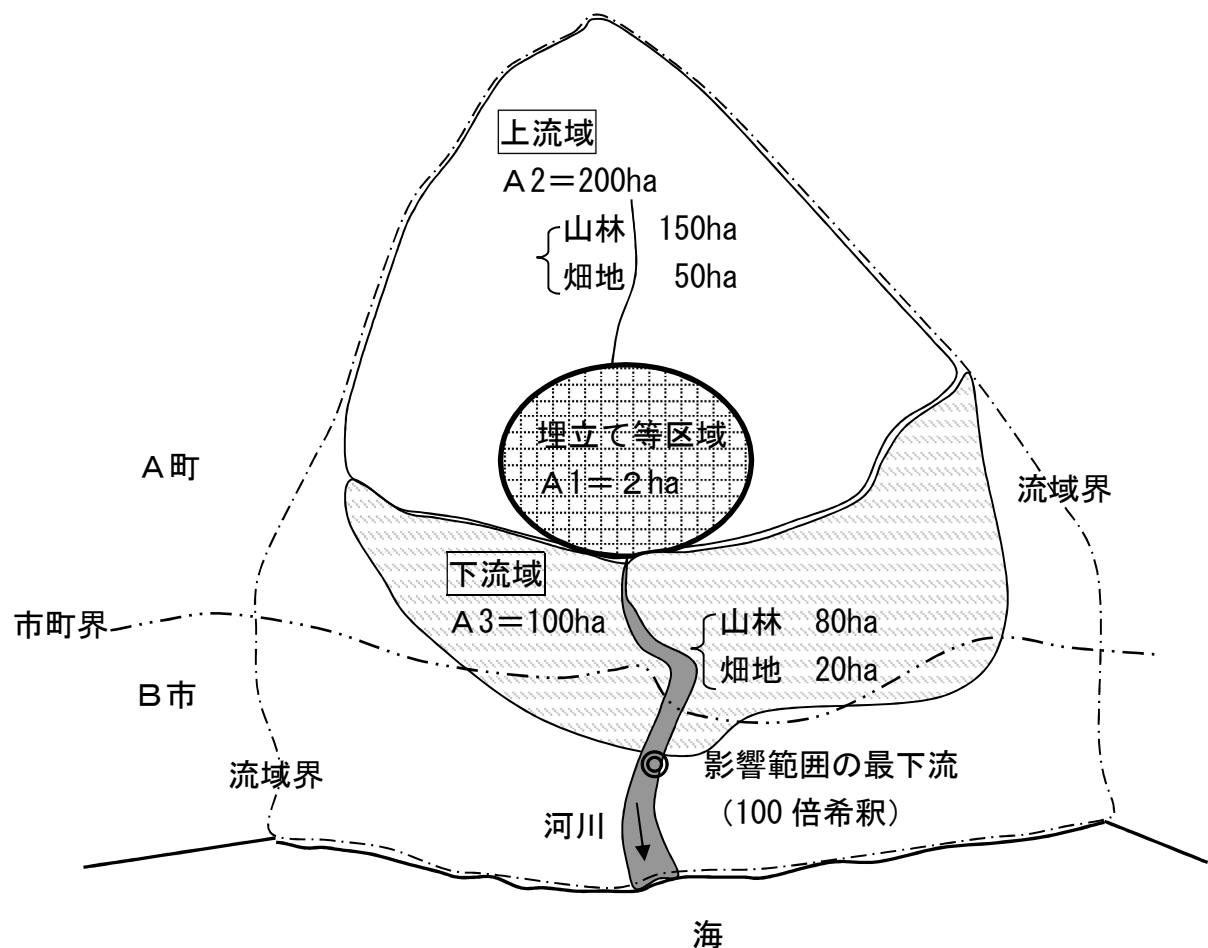


表 4-5 特定埋立て等施行説明実施状況報告書の記載事項

記載事項
特定埋立て等に供する埋立て等区域の位置
説明日時
説明場所
説明者の役職及び氏名
市町出席者の役職及び氏名
市町からの質問、意見、要望等及びこれらに対する回答

表 4-6 特定埋立て等施行説明実施状況報告書の添付書類

添付書類
市町長への説明に使用した資料や説明した内容が分かる資料

(6) 特定埋立て等の実施の届出

【条例】

(特定埋立て等の実施の届出)

第 62 条の 8 特定埋立て等を行おうとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定埋立て等に供する埋立て等区域の位置
- (3) 特定埋立て等に供する埋立て等区域の面積
- (4) 特定埋立て等に使用する土砂等の量
- (5) 特定埋立て等を行う期間
- (6) 特定埋立て等に供する埋立て等区域の表土の汚染状態
- (7) 埋立て等区域内の浸透水を採取するための措置
- (8) 特定埋立て等完了後の土地の形状
- (9) 特定埋立て等完了後の土地の利用目的
- (10) 施工を管理する事務所の所在地及び連絡先
- (11) 施工を管理する者の職名及び氏名
- (12) 関係市町の範囲
- (13) その他規則で定める事項

2 略

3 第 1 項の規定による届出には、特定埋立て等に供する埋立て等区域の土地の位置図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

【規則】

(特定埋立て等の実施等の届出)

第 51 条の 3 略

2 条例第 62 条の 8 第 1 項第 13 号の規則で定める事項は、県外土砂等（県外において採取された土砂等をいう。以下同じ。）の使用の有無とする。

3・4 略

5 条例第 62 条の 8 第 3 項（条例第 62 条の 9 第 2 項及び第 62 条の 13 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により第 1 項の届出書に添付しなければならない書類は、次の各号（第 51 条の 6 に規定する特定埋立て等にあつては、第 10 号及び第 11 号を除く。）に掲げる書類とする。

- (1) 特定埋立て等に伴する埋立て等区域の土地の位置図、地籍図、利用計画平面図、縦横断面図及び求積図
- (2) 特定埋立て等に伴する埋立て等区域の土地の登記事項証明書
- (3) 特定埋立て等に伴する埋立て等区域の表土の汚染状態についての検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書（第 18 号様式の 3）、当該試料を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該検査の結果を証する書類（計量法施行規則（平成 5 年通商産業省令第 69 号）第 50 条第 1 号に規定する環境計量士（濃度関係）（以下「環境計量士」という。）が発行したものであつて、当該表土が土砂基準に適合することを確認できるものに限る。）
- (4) 埋立て等区域内の浸透水を採取するための措置図
- (5) 関係市町の範囲の算定資料及び当該範囲の図面
- (6) 届出をする者が法人である場合にあっては、その法人の登記事項証明書
- (7) 届出をする者が個人である場合にあっては、その個人の住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。第 51 条の 20 第 2 項第 3 号において同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類
- (8) 香川県の県税に係る納税証明書（届出をする者が香川県内に住所等を有しない場合にあっては、住所がある都道府県の都税又は道府県税に係る納税証明書）
- (9) 条例第 62 条の 10 に規定する利害関係人の同意を得たことを証する書類
- (10) 特定埋立て等施行周知実施状況報告書（第 18 号様式の 4）
- (11) 特定埋立て等施行説明実施状況報告書（第 18 号様式の 5）
- (12) 特定埋立て等に伴する埋立て等区域の現況写真
- (13) その他知事が必要と認める書類

解説

ア 特定埋立て等実施届出書

- ☐ 記載事項は、表 4-7 のとおりです。
- ☐ 添付書類は、表 4-8 のとおりです。図面については、作成年月日を記入してください。

- 改良土や再生土を使用する場合、使用することを参考事項に記載してください。なお、当該土砂の処分（廃棄）を目的とした埋立ては廃棄物処理法で禁止されています。
- 届出に係る特定埋立て等を行う 60 日（特定埋立て等に使用しようとする土砂等が県外土砂等でない場合にあつては、30 日）前までに受理されるように提出してください。（実施の制限 P42）

表 4-7 特定埋立て等実施届出書の記載事項

記載事項	備考
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載してください。
特定埋立て等に供する埋立て等区域の位置	記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。（以下同じ。）
特定埋立て等に供する埋立て等区域の面積	特定埋立て等に供する埋立て等区域以外の場所から採取された土砂等を使用して行われる埋立て等区域（P10）の面積を記載してください。面積は実測とし、ha を単位として、小数点以下第 4 位まで記載してください。（以下同じ。）
特定埋立て等に使用する土砂等の量	利用計画平面図・縦横断面図等から算定した土砂等の量を記載すること。なお、各土砂等の採取場所からの搬入予定量（m ³ ）の合計と合致していること。 一時堆積の場合は「搬出量」も記載してください。
県外土砂等の使用の有無	県外土砂等と県内土砂等が混在する場合は、「有」としてください。
特定埋立て等を行う期間	関係法令等の開発期間に合わせることにしますが、原則 3 年以内です。
埋立て等区域内の表土の汚染状態	表土の検査試料採取調書等を添付してください。
埋立て等区域内の浸透水を採取するための措置	浸透水が採取できる施設とし、その構造及び方法を記載した図面を添付してください。 当該図面には、浸透水を採取するための有孔管等の埋設場所、浸透水の採取位置を明示してください。 必要に応じ A 4 版 1 枚程度に採取施設の概要を記載してください。

特定埋立て等完了後の土地の形状	利用計画平面図、縦横断面図等を利用してください。
特定埋立て等完了後の土地の利用目的	特定埋立て等の目的・計画内容を具体的に記載してください。 長期にわたる特定埋立て等の一部についての計画である場合には、全体計画との関連を明らかにしてください。
施工を管理する事務所の所在地・連絡先	事務所の位置は、原則として、特定埋立て等に供する埋立て等区域の付近としてください。
施工を管理する者の職・氏名	法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載してください。
関係市町の範囲	表 4-4 により算定してください。
参考事項	予定されている採取場所を記載してください。 改良土、再生土を使用する場合は、その旨を記載してください。

表 4-8 特定埋立て等実施届出書の添付書類

添付書類	備考
位置図	
地籍図	埋立て区域を点線等により表記してください。
利用計画平面図	埋立て区域を点線等により表記してください。
縦横断面図	
求積図	
土地の登記事項証明書	
表土の汚染状況検査結果	環境計量士が3月以内に発行したものを添付してください。
表土の検査試料採取調書	
表土の検査試料採取地点位置図・現場写真	
浸透水採取措置図	
関係市町の範囲を算定した資料及び当該範囲の図面	
法人の登記事項証明書	法人の場合 3か月以内に取得したものを添付してください。

住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類（個人番号の記載のないもの）	個人の場合
利害関係人の同意書	
特定埋立て等施行周知実施状況報告書	
特定埋立て等施行説明実施状況報告書	
現況写真	
その他知事が定める書類	

イ 特定埋立て等実施基準

【条例】

（実施の計画の変更命令）

第 62 条の 14 知事は、第 62 条の 8 第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定埋立て等に伴う埋立て等区域の表土が土砂基準に適合することその他の規則で定める基準（第 62 条の 27 第 1 項第 6 号において「特定埋立て等実施基準」という。）に適合しないと認めるときは、次条第 1 項に規定する期間内に限り、その届出をした者に対し、当該特定埋立て等に関する計画の変更又は廃止を命ずることができる。

【規則】

（特定埋立て等実施基準）

第 51 条の 8 条例第 62 条の 14 の特定埋立て等実施基準は、別表第 21 の 3（第 51 条の 6 に規定する特定埋立て等にあつては、5 の項及び 6 の項を除く。）のとおりとす。

解説

□ 特定埋立て等実施基準は、表 4-9 のとおりです。

表 4-9 特定埋立て等実施基準

特定埋立て等に伴う埋立て等区域の表土が土砂基準に適合すること。
埋立て等区域内の浸透水を採取する措置が講じられること。
特定埋立て等の施工を管理することができる事務所が設置されること。
条例第 62 条の 10（条例第 63 条の 13 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による利害関係人の同意の取得がなされていること。
条例第 62 条の 11（条例第 63 条の 13 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による住民への周知がなされていること。
条例第 62 条の 12（条例第 63 条の 13 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町長への説明がなされていること。
届出をした者に、特定埋立て等を行うために必要な資力及び信用があること。

ウ 特定埋立て等実施変更届出書

【条例】

(特定埋立て等の変更の届出)

第 62 条の 13 第 62 条の 8 第 1 項又は第 62 条の 9 第 1 項本文の規定による届出をした者は、その届出に係る事項の変更（軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第 62 条の 8 第 3 項の規定は前項の規定による届出について、第 62 条の 10 から前条までの規定は前項の規定による届出をする者について、それぞれ準用する。

3 第 62 条の 8 第 1 項又は第 62 条の 9 第 1 項本文の規定による届出をした者は、第 1 項の規則で定める変更をしたときは、その日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、規則で定める書類を添付して、その旨を知事に届け出なければならない。

【規則】

(特定埋立て等の実施等の届出)

第 51 条の 3 条例第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62 条の 13 第 1 項若しくは第 3 項の規定による届出は、特定埋立て等実施（変更）届出書（第 18 号様式の 2）により行わなければならない。

2～5 略

(条例第 62 条の 13 第 1 項の規則で定める変更等)

第 51 条の 7 条例第 62 条の 13 第 1 項の規則で定める変更は、次のとおりとする。

(1) 条例第 62 条の 8 第 1 項第 1 号、第 8 号、第 10 号又は第 11 号に掲げる事項の変更

(2) その他知事が適当と認める事項の変更

2 条例第 62 条の 13 第 3 項の規則で定める書類は、第 51 条の 3 第 5 項各号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類とする。

解説

- ☐ 記載事項は、表 4-7 のとおりです。ただし、住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）に変更がある場合は、住所及び氏名の欄を記載してください。
- ☐ 変更箇所及び変更内容が分かるように、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。
- ☐ 添付書類は、表 4-8 のとおりです。
- ☐ 特定埋立て等実施変更届出書を提出する際にも、変更内容について、利害関係の同意、住民への周知、関係市町長への説明をすることが必要です。

- 届出に係る特定埋立て等を行う 60 日（特定埋立て等に使用しようとする土砂等が県外土砂等でない場合にあっては、30 日）前までに受理されるように提出してください。
- 「県外土砂等の使用」を「有」から「無」に変更する場合は届出に係る特定埋立て等を行う 30 日前まで、「県外土砂等の使用」を「無」から「有」に変更する場合は届出に係る特定埋立て等を行う 60 日前までに受理されるように提出してください。
- 上記にかかわらず、次の変更については、変更があった時から 30 日以内に、特定埋立て等実施変更届出書を提出してください。
 - 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 特定埋立て等完了後の土地の形状
 - 施工を管理する事務所の所在地及び連絡先
 - 施工を管理する者の職名及び氏名

エ 実施の計画の変更命令

【条例】

（実施の計画の変更命令）

第 62 条の 14 知事は、第 62 条の 8 第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定埋立て等に供する埋立て等区域の表土が土砂基準に適合することその他の規則で定める基準（第 62 条の 27 第 1 項第 6 号において「特定埋立て等実施基準」という。）に適合しないと認めるときは、次条第 1 項に規定する期間内に限り、その届出をした者に対し、当該特定埋立て等に関する計画の変更又は廃止を命ずることができる。

【規則】

（特定埋立て等実施基準）

第 51 条の 8 条例第 62 条の 14 の特定埋立て等実施基準は、別表第 21 の 3（第 51 条の 6 に規定する特定埋立て等にあつては、5 の項及び 6 の項を除く。）のとおりとする。

解説

- 特定埋立て等実施基準は、表 4-9 を参照してください。

オ 実施の制限

【条例】

（実施の制限）

第 62 条の 15 第 62 条の 8 第 1 項又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から 60 日（規則で定める場合にあっては、規則

で定める日数)を経過した後でなければ、その届出に係る特定埋立て等を行ってはならない。

- 2 知事は、第 62 条の 8 第 1 項又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

【規則】

(条例第 62 条の 15 第 1 項の規則で定める場合等)

第 51 条の 9 条例第 62 条の 15 第 1 項の規則で定める場合は、特定埋立て等に県外土砂等を使用しない場合とし、同項の規則で定める日数は、30 日とする。

解説

- 県内土砂等を使用する場合は 30 日前、県外土砂等を使用する場合は 60 日前までに特定埋立て等の実施の届出を行ってください。
- 実施の届出が受理されてから当該日数が経過しない限りは、特定埋立て等は実施できません。
- 届出に係る事項の内容が相当であると認められ、かつ早急に埋立て等を開始する必要性が認められるときは、別途期間の短縮について通知します。

(7) 土砂等の搬入の届出

【条例】

(土砂等の搬入の届出)

第 62 条の 16 第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等に従事する埋立て等区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 土砂等の採取場所
- (2) 搬入しようとする土砂等の量
- (3) 搬入を行う期間
- (4) 搬入を行う者
- (5) 搬入方法
- (6) 搬入経路

- 2 前項の規定による届出には、規則で定めるところにより、土砂等の採取場所及び当該土砂等が土砂基準に適合していることを証する書類を添付しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 第 2 項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

【規則】

(土砂等の搬入の届出)

第 51 条の 10 条例第 62 条の 16 第 1 項又は第 3 項の規定による届出は、土砂等の量が 5,000 立方メートルまでごとに、土砂等搬入（変更）届出書（第 18 号様式の 6）により行わなければならない。

2 県外土砂等でない土砂等の搬入については、条例第 62 条の 16 第 1 項の規定による届出は要しないものとする。

3 条例第 62 条の 16 第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により第 1 項の届出書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等採取場所証明書（第 18 号様式の 7）

(2) 土砂等の汚染状態についての検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書（第 18 号様式の 3）、当該試料を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該検査の結果を証する書類（環境計量士が発行したものに限る。）

解説

ア 土砂等搬入届出書

- ☐ 搬入する土砂等の採取場所ごとに、土砂等の量が 5,000 立方メートルまでごとに提出してください。
- ☐ 記載事項は、表 4-10 のとおりです。
- ☐ 添付書類は、表 4-11 のとおりです。
- ☐ 届出に係る土砂等を搬入する 60 日前までに受理されるように提出してください。（搬入の制限 P46）
- ☐ 県外土砂等を搬入しない場合は、届出は不要です。
- ☐ 検査については、以下の点に留意して実施してください。なお、採取場所において以下の方法による検査が難しい場合は、県みどり保全課までご連絡ください。

(ア) 区域（土砂等の量が 5,000 立方メートルまでごとに、土砂等の採取場所ごとを 1 区域とする。）ごとに 5 地点均等混合法で試料を採取し、等量混合したものを検査試料としてください。なお、試料の採取地点は、中央地点及び中央地点から東西南北方向に 10m の地点の 5 地点を基本としますが、中央地点及び当該中央地点を交互に直角に交わるに二直線上の当該中央点と区域の境界との中間の 4 地点、計 5 地点とすることでも差し支えないものとします。

(イ) 試料採取については、計量証明事業所が行う必要があり、試料採取地点の表層の土壌及び深さ 5 cm から 50 cm までの土壌を採取し、表層の土壌と深さ 5 cm から 50 cm までの土壌とを同じ重量混合してください。

(ウ) 分析機関に検査を依頼する際、土砂基準の検査項目及び測定方法に誤りのないように注意してください。（土砂基準 P13）

※特定埋立て等の目的が「農地造成（田）」の場合は、「砒素^ひ」「銅」の含有試験を追加してください。

表 4-10 土砂等搬入届出書の記載事項

記載事項	備考
特定埋立て等に供する埋立て等区域の位置	
土砂等の採取場所	
搬入量	
搬入期間	
搬入者	
搬入方法	
搬入経路	

表 4-11 土砂等搬入届出書の添付書類

添付書類	備考
土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等採取場所証明書	
土砂等の汚染状態についての検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書	
試料を採取した地点の位置図及び現場写真	
検査の結果を証する書類（環境計量士が発行したものに限る。）	環境計量士が3月以内に発行したものを添付してください。 土砂基準に適合していることを証する書類を添付してください。搬入しようとする土砂等が再生土や改良土の場合は、リサイクル認定書等の提出を求める場合があります。

イ 土砂等搬入変更届出書

- ☐ 記載事項は、表 4-10 のとおりです。
- ☐ 変更箇所及び変更内容が分かるように、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。
- ☐ 届付書類は、表 4-11 のとおりです。
- ☐ 届出に係る土砂等を搬入する 60 日前までに受理されるように提出してください。（搬入の制限 P46）
- ☐ 届出に係る採取場所から土砂等を搬入しなくなった場合も、搬入しようとする土砂等の量の変更を届け出てください。

- 特定埋立て等を行う者の氏名又は名称、特定埋立て等に使用する土砂等の全体の量等特定埋立て等の実施の届出の記載事項（P38）を変更する場合は、特定埋立て等の実施変更届出書も提出してください。

ウ 搬入の計画の変更命令

【条例】

（搬入の計画の変更命令）

第 62 条の 17 知事は、前条第 1 項又は第 3 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る土砂等が土砂基準に適合しないと認めるときは、次条第 1 項に規定する期間内に限り、その届出をした者に対し、当該土砂等の搬入に関する計画の変更又は廃止を命ずることができる。

解説

- 土砂基準は、表 2-1 を参照してください。

エ 搬入の制限

【条例】

（搬入の制限）

第 62 条の 18 第 62 条の 16 第 1 項又は第 3 項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から 60 日（規則で定める場合にあっては、規則で定める日数）を経過した後でなければ、その届出に係る土砂等を搬入してはならない。
2 知事は、第 62 条の 16 第 1 項又は第 3 項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

解説

- 県外土砂等の搬入を行おうとする場合は 60 日前までに土砂等の搬入の届出を行ってください。
- 搬入の届出が受理されてから 60 日が経過しない限りは、土砂等の搬入はできません。
- 届出に係る事項の内容が相当であると認められ、かつ早急に搬入する必要性が認められる場合は、別途期間の短縮について通知します。

6. 特定埋立て等の実施中に必要な手続

(1) 展開検査等

【条例】

（展開検査等）

第 62 条の 19 第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等に供する埋立て等区域に搬入した土砂等を当該特定埋立て等を使用しようとするときは、当該土砂

等の展開その他の適切な方法により、当該土砂等への廃棄物その他の生活環境の保全上支障のおそれがある物（次項において「廃棄物等」という。）の混入又は吸着の有無について目視による検査を行わなければならない。

- 2 前項の規定による検査の結果、土砂等に廃棄物等の混入又は吸着が確認されたときは、第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等に当該土砂等を使用してはならない。

【規則】

（展開検査等の省略）

第 51 条の 11 県外土砂等でない土砂等の使用については、条例第 62 条の 19 第 1 項の規定による検査は要しないものとする。

解説

- 廃棄物等の混入を防止するため、埋立て等区域に搬入した土砂等を特定埋立て等を使用しようとするときは、土砂等を展開する等して目視で確認し、廃棄物等があれば除去してください。廃棄物等を除去するまでは、特定埋立て等を行わないようにしてください。
- 展開検査の方法は、専用の展開場を設け搬入車両 1 台ごとに確認して行うことが望ましいですが、埋立て等を行う場所の事情により、以下のような方法で実施しても差し支えありません。
 - 搬入車両から埋立て等を行う場所に土砂等を降ろす際に埋立て等を行う者が目視検査をする方法
 - 埋立て等区域内に採取場所毎に区分して堆積した土砂等を、埋立て等を行う者が敷き広げる際に目視検査をする方法
 - 土砂等の排出（搬入車両への積載）時に埋立て等を行う者が目視検査をする方法
- 展開検査の結果は、土砂等管理台帳に記載してください。
- 廃棄物の混入又は吸着を確認した場合は、県みどり保全課までご連絡ください。
- 県外土砂等を使用しない場合は、展開検査は不要ですが、廃棄物等の混入がないよう十分に注意してください。

(2) 土砂等管理台帳の作成

【条例】

（土砂等管理台帳の作成）

第 62 条の 20 第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等に使用した土砂等

について、当該土砂等の採取場所ごとに、規則で定めるところにより、土砂等管理台帳を作成しなければならない。

【規則】

(土砂等管理台帳の作成)

第 51 条の 12 条例第 62 条の 20 の土砂等管理台帳は、特定埋立て等土砂等管理台帳（第 18 号様式の 8）によらなければならない。

2 県外土砂等を使用しない特定埋立て等については、条例第 62 条の 20 の規定による土砂等管理台帳の作成は要しないものとする。

解説

- 記載事項は、表 4-12 のとおりです。
- 土砂等管理台帳の写しは、定期報告（P49）に添付してください。
- 土砂等管理台帳は、届出にかかる特定埋立て等の完了の届出が受理されてから 5 年間、保存してください（関係書類等の保存 P52）。
- 特定埋立て等が一時堆積である場合は、「土砂等の搬入量」の欄に、特定埋立て等に供する埋立て等区域の外部へ搬出した土砂等の量を頭書に△の記号を付して記載し、これを搬入量の合計から減じた量を計の欄に記載してください。
- 土砂等管理台帳の作成は、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録による作成を行うことができます。（香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 18 年香川県条例第 3 号）第 4 条第 1 項、同条例施行規則（平成 18 年香川県規則第 10 号）第 5 条、別表第 6 参照）
- 県外土砂等を使用しない場合は、土砂等管理台帳の作成は不要ですが、定期的に、土砂等の採取場所ごとの搬入量を記載した特定埋立て等施行状況報告書を提出する必要がありますので、搬入する土砂等の適正な管理に努めてください。

表 4-12 土砂等管理台帳の記載事項

記載事項	備考
特定埋立て等に供する埋立て等区域の位置	
土砂等の採取場所の所在地	
土砂等の採取場所からの搬入計画量	
前月までの累計搬入量	
搬入日	
土砂等の搬入量	外部に搬出した場合は搬出量を頭書に△の記号を付して記載し、これを搬入量の合計から減じた量を計の欄に記載してください。

展開検査等の結果	
展開検査等を行った者の氏名	
備考	土砂等を外部に搬出した場合は、搬出先の所在地を記載してください。

(3) 定期報告

【条例】

(定期報告等)

- 第 62 条の 21 第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、前条の土砂等管理台帳の写しを添付して、その届出に係る特定埋立て等を使用した土砂等の量を知事に報告しなければならない。
- 2 第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、その届出に係る特定埋立て等に供する埋立て等区域以外の地域へ流出する水について水質検査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと知事が認めたときは、当該埋立て等区域内の土壌検査を行うことによって、当該水質検査に代えることができる。
- 3 第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等に供する埋立て等区域内の浸透水が、水質基準（埋立て等区域内の浸透水の汚染状態について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして規則で定める基準をいう。以下同じ。）に適合していないことを確認したとき（前項ただし書の場合にあっては、当該埋立て等区域内の土壌が土砂基準に適合しないことを確認したとき）は、直ちに当該特定埋立て等を停止し、その原因の調査その他当該特定埋立て等により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じ、その結果を知事に報告しなければならない。

【規則】

(特定埋立て等施行状況報告)

- 第 51 条の 13 条例第 62 条の 21 第 1 項の規定による報告は、特定埋立て等を開始した日から 1 年ごとに、当該期間満了後 3 週間以内（条例第 62 条の 25 第 1 項又は第 2 項の規定による届出をした場合にあっては、知事が別に定める日まで）に、特定埋立て等施行状況報告書（第 18 号様式の 9）により行わなければならない。

2 第 51 条の 10 第 2 項の規定により条例第 62 条の 16 第 1 項の規定による届出を要しないものとされた土砂等については、前項の報告書に、第 51 条の 10 第 3 項第 1 号の土砂等採取場所証明書を添付しなければならない。

(水質検査等結果報告)

第 51 条の 14 条例第 62 条の 21 第 2 項の規定による報告は、特定埋立て等を開始した日から 1 年ごとに、当該期間満了後 3 週間以内（条例第 62 条の 25 第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出をした場合又は当該届出を当該期間満了後 3 月以内にする場合にあっては、知事が別に定める日まで）に、水質検査等結果報告書（第 18 号様式の 10）により行わなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 水質検査又は土壌検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書（第 18 号様式の 3）
- (2) 水質検査又は土壌検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真
- (3) 水質検査又は土壌検査の結果を証する書類（環境計量士が発行したものに限る。）
- (4) その他知事が必要と認める書類

解説

ア 特定埋立て等施行状況報告書

- ☐ 記載事項は、表 4-13 のとおりです。
- ☐ 特定埋立て等が一時堆積である場合は、「外部搬出土砂等」の欄に、特定埋立て等に係る埋立て等区域の外部へ搬出した土砂等の量を頭書に△の記号を付して記載し、これを搬入量の合計から減じた量を合計の欄に記載してください。
- ☐ 添付書類は、表 4-14 のとおりです。
- ☐ 報告期限は、以下のとおりです。
 - 特定埋立て等を開始した日から 1 年を経過するごとに、当該期間満了後 3 週間以内
 - 条例第 62 条の 25 第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出をした場合又は当該届出を当該期間満了後 3 月以内にする場合にあっては、知事が別に定める日まで

表 4-13 特定埋立て等施行状況報告書の記載事項

記載事項	備考
特定埋立て等に係る埋立て等区域の位置	
特定埋立て等に係る埋立て等区域の面積	届出面積と実施済面積を記載してください。
特定埋立て等に使用した土砂等の量	届出量、前回報告までの搬入量の累計、今回報告に係る搬入量及び今回報告までの搬入量の累計を記載してください。

今回の報告に係る期間	特定埋立て等開始日から１年ごとの期間を記載してください。
土砂等の採取場所・工事名等及び搬入量	
外部搬出土砂等の量	特定埋立て等に供する埋立て等区域の外部へ搬出した土砂等の量を頭書に△の記号を付して記載し、これを搬入量の合計から減じた量を合計の欄に記載してください。

表 4-14 特定埋立て等施行状況報告書の添付書類

添付書類	備考
土砂等管理台帳の写し	県外土砂等を使用しない場合は不要です。

イ 水質検査等結果報告書

- ☐ 記載事項は、表 4-15 のとおりです。
- ☐ 添付書類は、表 4-16 のとおりです。
- ☐ 報告期限は、以下のとおりです。
 - 特定埋立て等を開始した日から１年を経過するごとに、当該期間満了後３週間以内
 - 条例第 62 条の 25 第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出をした場合又は当該届出を当該期間満了後 3 月以内にする場合にあっては、知事が別に定める日まで

表 4-15 水質検査等結果報告書の記載事項

記載事項	備考
特定埋立て等に供する埋立て等区域の位置	
検査の区分	
検査試料採取者	
検査試料採取年月日	
検査結果	
検査の結果を証する書類に記載された発行番号等	

表 4-16 水質検査等結果報告書の添付書類

添付書類	備考
水質検査又は土壌検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書	
水質検査又は土壌検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真	

水質検査又は土壌検査の結果を証する書類 (環境計量士が発行したものに限る。)	環境計量士が3月以内に発行したものを添付してください。
その他知事が必要と認める書類	

(4) 関係書類等の縦覧

【条例】

(関係書類等の縦覧)

第62条の22 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等を行っている間、当該特定埋立て等に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写し及び第62条の20の土砂等管理台帳（次条において「関係書類等」という。）を、当該特定埋立て等に供する埋立て等区域内又はその付近において縦覧に供しなければならない。

【規則】

(関係書類等の縦覧の省略)

第51条の16 県外土砂等を使用しない特定埋立て等については、条例第62条の22の規定による関係書類等の縦覧は要しないものとする。

解説

- 「特定埋立て等に供する埋立て等区域内又はその付近」とは、原則、特定埋立て等実施届出書に記載した「施工を管理する事務所」をいいます。

(5) 関係書類等の保存

【条例】

(関係書類等の保存)

第62条の23 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、その届出に係る特定埋立て等について第62条の25第1項の規定による完了の届出又は同条第2項の規定による廃止の届出が受理された日から5年間、関係書類等を保存しなければならない。

【規則】

(関係書類等の保存)

第51条の17 条例第62条の23の規定による関係書類等の保存は、条例第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者の住所又は所在地において直ちにその内容を確認できる方法により行わなければならない。

2 県外土砂等を使用しない特定埋立て等については、条例第 62 条の 23 の規定による関係書類等の保存は要しないものとする。

解説

- 関係書類等の保存は、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができます（香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例第 3 条第 1 項、同条例施行規則第 3 条、別表第 2 参照）

(6) 標識の掲示

【条例】

（標識の掲示）

第 62 条の 24 第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等を行っている間、当該特定埋立て等に供する埋立て等区域の境界付近の公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を掲示しなければならない。

【規則】

（標識）

第 51 条の 18 条例第 62 条の 24 の規則で定める標識は、特定埋立て等に関する標識（第 18 号様式の 11）によらなければならない。

解説

- 記載事項は表 4-17 のとおりです。
- 標識のレイアウトは図 4-5 のとおりです。
- 特定埋立て等に供する埋立て等区域の境界付近の公衆の見やすい場所に設置してください。
- 特定埋立て等を行う期間中、風雨等に耐え得る構造としてください。

表 4-17 標識の記載事項

記載事項	備考
特定埋立て等実施届出日	
特定埋立て等完了後の土地の利用目的	
特定埋立て等に供する埋立て等区域の位置	
特定埋立て等に供する埋立て等区域の面積	
特定埋立て等を行う期間	
届出者（住所、氏名、電話番号）	法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名並びに電話番号を記載してください。

特定埋立て等に供する埋立て等区域の見取り図	現在位置、周辺の道路等を併せて表示してください。
-----------------------	--------------------------

図 4-5 標識のレイアウト

90センチメートル程度				
特定埋立て等に関する標識				
特定埋立て等実施 届 出 日	年 月 日		特定埋立て等に供する埋立て等区域の 見取り図	
特定埋立て等完了後の 土 地 の 利 用 目 的				
特定埋立て等に供する 埋 立 て 等 区 域 の 位 置				
特定埋立て等に供する 埋 立 て 等 区 域 の 面 積				
特 定 埋 立 て 等 を 行 う 期 間	開始	年 月 日		
	完了	年 月 日		
届 出 者 住 所 名 号 氏 名 電 話 番 号				

7. 特定埋立て等の完了時等に必要な手続

【条例】

（完了等の届出）

第 62 条の 25 第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等を完了したときは、当該完了の日から 10 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等を休止し、又は廃止しようと

するときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 3 前項の規定により休止の届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等を再開したときは、当該再開の日から5日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

【規則】

(完了等の届出)

第51条の19 条例第62条の25第1項の規定による届出は、特定埋立て等完了届出書(第18号様式の12)により行わなければならない。

- 2 条例第62条の25第2項の規定による届出は、特定埋立て等休止(廃止)届出書(第18号様式の13)により行わなければならない。

- 3 前項の届出書には、特定埋立て等に供する埋立て等区域において休止又は廃止のために講じた措置の内容を確認できる計画書、図面その他の書類を添付しなければならない。

- 4 条例第62条の25第3項の規定による届出は、特定埋立て等再開届出書(第18号様式の14)により行わなければならない。

解説

(1) 特定埋立て等完了の届出

- ☐ 記載事項は、表 4-18 のとおりです。
- ☐ 添付書類は、表 4-19 のとおりです。「特定埋立て等施行状況報告」と「水質検査等結果」の報告が必要になります。こちらにつきましては、完了届出後、後日県から通知される提出期限までの提出をお願いします。なお、水質検査に用いる検査試料については、県職員立会いのもと採水していただきます。
- ☐ 届出期限は、完了の日から10日以内です。

表 4-18 特定埋立て等完了届出書の記載事項

記載事項	備考
特定埋立て等に供する埋立て等区域の位置	
特定埋立て等の開始年月日	
特定埋立て等の完了年月日	

表 4-19 特定埋立て等完了届出書の添付書類

添付書類	備考
特定埋立て等施行状況報告書	添付書類は表 4-14 のとおり
水質検査等結果報告書	添付書類は表 4-16 のとおり

(2) 特定埋立て等休止（廃止）の届出

- ☐ 記載事項は、表 4-20 のとおりです。
- ☐ 添付書類は、表 4-21 のとおりです。「特定埋立て等施行状況報告」と「水質検査等結果」の報告が必要になります。こちらにつきましては、休止（廃止）届出後、後日県から通知される提出期限までの提出をお願いします。なお、水質検査に用いる検査試料については、県職員立会いのもと採水していただきます。
- ☐ 休止（廃止）をする前に提出してください。
- ☐ 休止期間中は、休止した日から1年を経過するごとに、当該期間満了後3週間以内に、条例第62条の21（定期報告等）に規定する報告を行ってください。

表 4-20 特定埋立て等休止（廃止）届出書の記載事項

記載事項	備考
特定埋立て等に供する埋立て等区域の位置	
特定埋立て等を行う期間	
届出の区分	
休止（廃止）予定年月日	
休止（廃止）の理由	
特定埋立て等に供する埋立て等区域において休止（廃止）のために講じた措置の概要	
再開予定年月日（休止の場合）	

表 4-21 特定埋立て等休止（廃止）届出書の添付書類

添付書類	備考
特定埋立て等に供する埋立て等区域において休止又は廃止のために講じた措置の内容を確認できる計画書、図面その他の書類	
特定埋立て等施行状況報告書	添付書類は表 4-14 のとおり
水質検査等結果報告書	添付書類は表 4-16 のとおり

(3) 特定埋立て等再開の届出

- ☐ 記載事項は、表 4-22 のとおりです。
- ☐ 特定埋立て等を再開した日から5日以内に再開の届出を行ってください。

表 4-22 特定埋立て等再開届出書の記載事項

記載事項	備考
特定埋立て等に供する埋立て等区域の位置	
特定埋立て等の再開年月日	

(4) 特定埋立て等承継の届出

【条例】

(承継)

第 62 条の 26 第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定埋立て等の事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出るとともに、当該承継に係る特定埋立て等に従する埋立て等区域の土地の所有者等に通知しなければならない。

【規則】

(承継の届出)

第 51 条の 20 条例第 62 条の 26 第 2 項の規定による届出は、特定埋立て等承継届出書（第 18 号様式の 15）により行わなければならない。

- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 承継した事実を証する書類
- (2) 承継した者が法人である場合にあっては、その法人の登記事項証明書
- (3) 承継した者が個人である場合にあっては、その個人の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

解説

- ☐ 記載事項は、表 4-23 のとおりです。
- ☐ 添付書類は、表 4-24 のとおりです。
- ☐ 地位の承継があった日から 30 日以内に承継の届出を行ってください。
- ☐ 第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届出をした者から特定埋立て等に従する埋立て等区域内の土地を購入した者や事業を譲り受けた者は、条例第 62 条の 26 第 1 項の「地位を承継」した者に該当しないため、それらの者が当該区域内で特定埋立て等を行う場合は、新たに特定埋立て等の実施の届出が必要です。

表 4-23 特定埋立て等承継届出書の記載事項

記載事項	備考
特定埋立て等に供する埋立て等区域の位置	
被承継者の住所及び氏名（所在地、名称及び代表者の氏名）	
承継年月日	
承継の原因	

表 4-24 特定埋立て等承継届出書の添付書類

添付書類	備考
承継した事実を証する書類	
承継した者が法人である場合にあっては、その法人の登記事項証明書	
承継した者が個人である場合にあっては、その個人の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類（ただし、個人番号の記載のないものに限る）	
その他知事が必要と認める書類	

第5 届出書等記載例

次頁以降に届出書等の記載例を掲載しています。

記載している注意事項を確認しながら、届出書等の作成を行ってください。

記入すべき項目が記入されていない場合や内容が誤っている場合には受理できません。

不明な点、疑問点はそのままにせず届出前に確認を行ってから届出を行ってください。

第18号様式の2（第51条の3関係）

特定埋立て等実施（変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者 住 所 ○○市 ○○町字○○ ○-○
氏 名 代表取締役 ○○ ○○
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号 000-000-0000

香川県生活環境の保全に関する条例第62条の8第1項（第62条の9第1項・第62条の13第3項）の規定により、特定埋立て等の実施について、次のとおり届け出ます。

住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）		住所や氏名が変更する場合の変更届のみ記載	
特定埋立て等に供する埋立て等区域の位置		○○郡○○町大字○○字○○ ○○-○、○○-△、△-△△	
特定埋立て等に供する埋立て等区域の面積		みどり条例上の開発区域面積ではなく、埋立て等区域のみの面積を記載	0.5234 ha
特定埋立て等に使用する土砂等の量		15.000 m ³	
県外土砂等の使用の有無		有 ・ 無	
特定埋立て等を行う期間		令和7年10月1日～令和9年9月30日	
埋立て等区域内	表土の汚染状態	別紙のとおり （試料採取調書、採取位置図、採取現場写真、検査結果の証明書）	
	浸透水を採取するための措置	別紙のとおり（浸透水採取措置図） 一時堆積の有無（ 有 ・ 無 ）	
特定埋立て等完了後の土地の形状		別図のとおり（利用計画平面図、縦横断面図）	
特定埋立て等完了後の土地の利用目的		資材置場一部畑	
施工を管理する事務所の所在地・連絡先		○○郡◇◇町大字○○乙△△番地 TEL○○○-○○○-○○○○	
施工を管理する者の職・氏名		◇◇処分場長 残土梅太郎	
関係市町の範囲		◇◇町、○○市（別添算定資料及び範囲図参照）	
参考事項		予定採取場所：○○郡○○町大字○○字○○ 改良土の使用有り	

- 備考 1 住所及び氏名の欄は、変更届出の場合のみ記載すること。
2 特定埋立て等に供する埋立て等区域の面積は実測とし、ヘクタールを単位として、小数点以下第4位まで記載すること。
3 県外土砂等の使用の有無の欄及び一時堆積の有無の欄は、該当するものに○印を付すこと。
4 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
5 変更届出の場合には、参考事項の欄に、変更理由を記載すること。
6 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第18号様式の2（第51条の3関係）

特定埋立て等実施（変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者 住 所 ○○市 ○○町字○○ ○-○
氏 名 代表取締役 ○○ ○○
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号 000-000-0000

香川県生活環境の保全に関する条例第62条の8第1項（第62条の9第1項・第62条の13第3項）の規定により、特定埋立て等の実施について、次のとおり届け出ます。

住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）		住所や氏名が変更する場合の変更届のみ記載
特定埋立て等に供する埋立て等区域の位置		○○郡○○町大字○○字○○ ○○-○、○○-△、△-△△
特定埋立て等に供する埋立て等区域の面積		○ ha
特定埋立て等に使用する土砂等の量		△ m ³
県外土砂等の使用の有無		有 ・ 無
特定埋立て等を行う期間		令和7年10月1日～令和9年9月30日
埋立て等区域内	表土の汚染状態	別紙のとおり （試料採取調書、採取位置図、採取現場写真、検査結果の証明書）
	浸透水を採取するための措置	別紙のとおり（浸透水採取措置図） 一時堆積の有無（ 有 ・ 無 ）
特定埋立て等完了後の土地の形状		別図のとおり（利用計画平面図、縦横断面図）
特定埋立て等完了後の土地の利用目的		（資材置場一部畑） 資材置場
施工を管理する事務所の所在地・連絡先		○○郡○○町大字○○乙△△番地 TEL○○○-○○○-○○○○
施工を管理する者の職・氏名		○○処分場長 残土梅太郎
関係市町の範囲		○○町、○○市（別添算定資料及び範囲図参照）
参考事項		予定採取場所：○○郡○○町大字○○字○○/改良土の使用有り。 畑として利用する見込みがなくなったため

- 備考 1 住所及び氏名の欄は、変更届出の場合のみ記載すること。
2 特定埋立て等に供する埋立て等区域の面積は実測とし、ヘクタールを単位として、小数点以下第4位まで記載すること。
3 県外土砂等の使用の有無の欄及び一時堆積の有無の欄は、該当するものに○印を付すこと。
4 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
5 変更届出の場合には、参考事項の欄に、変更理由を記載すること。
6 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

※上段（ ）書き変更前 **黄色**網掛箇所は変更関連箇所

第18号様式の3（第51条の3、第51条の10、第51条の14関係）

検 査 試 料 採 取 調 書

年 月 日

採 取 者	所 属 ○○環境センター株式会社○○部△△課 住 所 香川県高松市○○町1番地 職・氏名 課長 測 定 三 郎 電話番号 087-○○○-○○○○ 内線○○			
採取した試料の検査結果を証する書類に記載された発行番号等	○○年○○月○○日付けA-1234号			
試 料 区 分	☒ 浸透水 ☐ 土砂等			
報 告 区 分	☐ 施工前	☒ 定 期	☐ 廃 止	☐ 完 了
採取年月日（天候）	令和○○年 ○○月 ○○日（ 曇り ）			
採 取 場 所	浸透水採水集水枡（別紙のとおり）			
試料を採取した地点の位置図及び現場写真	別紙のとおり			
参 考 事 項 （浸透水の代わりに土砂等の検査をした理由等）				

- 備考 1 試料区分の欄及び報告区分の欄は、該当するものに○印を付すこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

県外土砂等を使用する場合、又は特定埋立て等が含まれる開発区域面積が4.5ha以上の場合に必要な書類

年 月 日

香川県知事殿

報告者 住 所〇〇市 〇〇町字〇〇 〇-〇
氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号 000-000-0000

香川県生活環境の保全に関する条例第62条の11（第63条の13第2項において準用する第62条の11）の規定による特定埋立て等施行の周知を実施したので、次のとおり報告します。

特定埋立て等 に 供 する 埋 立 て 等 区 域 の 位 置	〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇-〇、〇〇-△、△-△△	
周 知 方 法	1. 説明会開催 2. 書類配布 3. 掲示及びインターネット	県外土砂等を使用する場合は 説明会の開催が必要です。
周 知 日 時 又 は 周 知 期 間	令和7年 〇月 〇〇日	
周 知 範 囲 又 は 周 知 場 所	〇〇自治会、埋立て等区域から半径500mの住宅	
説 明 者 の 役 職 及 び 氏 名	〇〇部長 〇〇 〇〇	
出 席 者 数 又 は 配 布 件 数	30人	
住 民 か ら の 質 問 、 意 見 、 要 望 等 及 び こ れ ら に 対 す る 回 答	1. 住民からの質問、意見、要望等 土砂等の搬入元について質問があった 2. 1に対する回答 〇〇県の〇〇工事の建設残土を搬入する予定である旨回答	
特 記 事 項		

- 備考 1 周知を複数回行った場合は、周知ごとに作成すること。
2 周知方法の欄は、該当するものに○印を付すこと。なお、「1. 説明会開催」を選択した場合は、説明会の開催の周知の方法を括弧内に記載すること。
3 周知日時又は周知期間の欄には、周知方法で「1. 説明会開催」を選択した場合は説明会の開催の日時を、「2. 書類配布」を選択した場合は配布期間を、「3. 掲示及びインターネット」を選択した場合は掲示を実施した期間及びインターネットによる閲覧可能期間を記載すること。
4 周知範囲又は周知場所の欄には、周知方法で「1. 説明会開催」を選択した場合は説明会の開催の周知を行った住民の範囲を、「2. 書類配布」を選択した場合は書類を配布した住民の範囲を、「3. 掲示及びインターネット」を選択した場合は掲示した場所及び閲覧に供したウェブサイトのアドレスを記載すること。
5 出席者数又は配布件数の欄には、周知方法で「1. 説明会開催」を選択した場合は説明会の出席者数を、「2. 書類配布」を選択した場合は書類を配布した件数を記載すること。
6 周知方法で「1. 説明会開催」を選択した場合は説明会で配布した資料（説明会の開催の周知の方法が分かる資料を含む。）を、「2. 書類配布」を選択した場合は配布した書類を、「3. 掲示及びインターネット」を選択した場合は掲示内容及び閲覧に供したウェブサイトの内容を確認できる書類を添付すること。
7 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第18号様式の5（第51条の3関係）

特定埋立て等施行説明実施状況報告書

県外土砂等を使用する場合、又は特定埋立て等が含まれる開発区域面積が4.5ha以上の場合に必要な書類

年 月 日

香川県知事殿

報告者 住 所〇〇市 〇〇町字〇〇 〇-〇

氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 000-000-0000

香川県生活環境の保全に関する条例第62条の12（第63条の13第2項において準用する第62条の12）の規定による特定埋立て等施行の説明を実施したので、次のとおり報告します。

特定埋立て等に供する埋立て等区域の位置	〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇-〇、〇〇-△、△-△△
説明日時	〇〇年〇〇月〇〇日 午前〇時～午前〇時
説明場所	〇〇町〇〇課 協議机
説明者の役職及び氏名	香川〇〇株式会社〇〇部△△課 課長 高松一郎
市町出席者の役職及び氏名	〇〇町〇〇課 △△課長 他〇名
市町からの質問、意見、要望等及びこれらに対する回答	1. 市町からの質問、意見、要望等 土砂等の搬入元情報について確認があった。 2. 1に対する回答 〇〇県の〇〇工事の建設残土を搬入する予定である旨回答
特記事項	

- 備考
- 1 説明を複数回行った場合は、説明ごとに作成すること。
 - 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第18号様式の6（第51条の10関係）

土砂等搬入（変更）届出書

県外土砂等を使用する場合のみ必要
土砂等搬入の60日間までに提出

年 月 日

香川県知事殿

届出者 住 所〇〇市 〇〇町字〇〇 〇-〇

氏 名 株式会社 〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 000-000-0000

香川県生活環境の保全に関する条例第62条の16第1項（第62条の16第3項）の規定により、土砂等の搬入について、次のとおり届け出ます。

特定埋立て等に供する 埋 立 て 等 区 域 の 位 置		〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇-〇、〇〇-△、△-△△	
使用 土 砂 等	土砂等の採取場所	所 在 地	△△県〇〇郡△△町大字△△甲〇〇番地 外
		名 称 等	△△団地開発工事
		施 工 者	〇〇株式会社 代表取締役 △△△△夫
		発生・採取形態	工事に伴う掘削土砂
	搬 入 計 画	搬 入 量	8,000 m ³ (うち今回搬入量 5,000m ³ 以内 → 3,000 m ³)
搬 入 期 間		令和7年〇月〇日 ~ 令和8年△月△日	
搬 入 者		△△県〇〇市△△町〇〇番地 △△建設有限会社	
搬 入 方 法		△△建設有限会社が、現場管理責任者◇◇の指示により搬入を行う。搬入は週3日の割合で、1日〇〇m ³ とする	
搬 入 経 路		採取場所から国道〇〇号線を通り、△△港にて積込、高松港まで運搬、高松港からは国道〇〇号線を通り県道〇〇線を経由し、搬入	

- 備考
- 1 土砂等の採取場所ごとに作成すること。
 - 2 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 3 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第18号様式の6（第51条の10関係）

土砂等搬入（変更）届出書

県外土砂等を使用する場合のみ必要
土砂等搬入の60日間までに提出

年 月 日

香川県知事殿

届出者 住 所〇〇市 〇〇町字〇〇 〇-〇

氏 名 株式会社 〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 000-000-0000

香川県生活環境の保全に関する条例第62条の16第1項（第62条の16第3項）の規定により、土砂等の搬入について、次のとおり届け出ます。

特定埋立て等に供する 埋立て等区域の位置		〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇-〇、〇〇-△、△-△△	
使用 土 砂 等	土砂等の採取場所	所在地	△△県〇〇郡△△町大字△△甲〇〇番地 外
		名称等	△△団地開発工事
		施工者	〇〇株式会社 代表取締役 △△△△夫
		発生・採取形態	工事に伴う掘削土砂
	搬入計画	搬入量	8,000 m ³ (うち今回搬入量 3,000 m ³)
		搬入期間	(令和7年12月1日 ~ 令和8年5月31日) 令和7年12月1日 ~ 令和8年12月31日
		搬入者	△△県〇〇市△△町〇〇番地 △△建設有限会社
		搬入方法	(△△建設有限会社が、現場管理責任者◇◇の指示により搬入を行う。搬入は週3日の割合で、1日〇〇m ³ とする) △△建設有限会社が、現場管理責任者◇◇の指示により搬入を行う。搬入は週2日の割合で、1日△△m ³ とする
		搬入経路	採取場所から国道〇〇号線を通り、△△港にて積込、高松港まで運搬、高松港からは国道〇〇号線を通り県道〇〇線を経由し、搬入

- 備考 1 土砂等の採取場所ごとに作成すること。
2 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
3 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

※上段（ ）書き変更前 黄色網掛箇所は変更関連箇所

第18号様式の7（第51条の10関係）

土砂等採取場所証明書

年 月 日

（届出者）

氏 名 株式会社 ○○○

代表取締役 ○○ ○○ 様

埋立て等の実施届
出をした者

（土砂等採取場所の責任者）

住 所 △△県○○郡△△町大字△△○-○

氏 名 株式会社□□

代表取締役 □□ ○○

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 000-000-0000

次のとおり土砂等の採取場所等について証明します。

土砂等の採取場所の所在地	△△県○○郡△△町大字△△甲○○番地 外	
証明に係る土砂等が建設工事等により発生した場合にあっては、建設工事等の概要	工 事 名	△△団地開発工事
	工 事 発 注 者	住所△△県○○郡△△町大字△△ 乙○○-○ 氏名 株式会社○○ 代表取締役 ○○ ○○ 電話番号 000-000-0000
	工事施工期間	令和○年○月○日 から 令和○年○月○日まで
証 明 に 係 る 土 砂 等 の 量	3,000 m ³ ← 添付する搬入届の「今回搬入量」と一致	
証明に係る土砂等の運搬事業者	住所 ○○県 ○○市 ○○町 ○-○ 氏名 株式会社 ○○○ 代表取締役 ○○ ○○ 電話番号 000-000-0000	
証明に係る土砂等の使用者 （特定埋立て等に係る届出者）	住所 香川県○○市 ○○町字○○ ○-○ 氏名 株式会社 ○○○ 代表取締役 ○○ ○○ 電話番号 000-000-0000	
証 明 に 係 る 土 砂 等 の 使 用 場 所 の 所 在 地 （特定埋立て等を行う場所）	香川県○○郡○○町大字○○字○○ ○○-○、○○-△、△-△△	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第18号様式の8（第51条の12関係）

特定埋立て等土砂等管理台帳

特定埋立て等に供する 埋立て等区域の位置		〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇-〇、〇〇-△、△-△△		
上砂等の採取場所の 所在地		△△県〇〇郡△△町大字△△甲〇〇番地 外		令和〇年 〇月分
土砂等の採取場所 からの搬入計画量		8,000 ^{m³}	前 累 計	ま で の 搬 入 量 1,000 ^{m³}
搬入日	土砂等の 搬入量	展開検査等の結果	展開検査等 を行った者の氏名	備 考
〇日	100 ^{m³}	○	〇〇 〇〇	
〇日	50 ^{m³}	○	〇〇 〇〇	
〇〇日	150 ^{m³}	○	〇〇 〇〇	
〇〇日	80 ^{m³}	○	〇〇 〇〇	
〇〇日	120 ^{m³}	○	〇〇 〇〇	
〇〇日	60 ^{m³}	○	〇〇 〇〇	
〇〇日	200 ^{m³}	○	〇〇 〇〇	
〇〇日	50 ^{m³}	○	〇〇 〇〇	
〇〇日	90 ^{m³}	○	〇〇 〇〇	
	^{m³}			
	^{m³}			
	^{m³}			
	^{m³}			
	^{m³}			
	^{m³}			
計	900 ^{m³}			

- 備考 1 採取場所ごとに作成し、特定埋立て等に供する埋立て等区域に土砂等を搬入した日ごとに記載すること。
- 2 展開検査等の結果の欄には、展開検査等により、廃棄物及び土壌の汚染のおそれのある物の混入又は吸着が認められなかった場合は○を、認められた場合はその詳細を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第18号様式の9（第51条の13関係）

特定埋立て等施行状況報告書

年 月 日

香川県知事殿

報告者 住 所〇〇市 〇〇町字〇〇 〇-〇

氏 名 株式会社 〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 000-000-0000

香川県生活環境の保全に関する条例第62条の21第1項の規定により、特定埋立て等に使用した土砂等の量について、次のとおり報告します。

特定埋立て等に供する 埋 立 て 等 区 域 の 位 置	〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇-〇、〇〇-△、△-△△	
特定埋立て等に供する 埋 立 て 等 区 域 の 面 積	(届出面積) 0. 5234 ha	(実施済面積) 0. 1500 ha
特定埋立て等に使用した 土 砂 等 の 量	(届出量) 15, 000 m ³	(前回報告までの搬入量の累計) 2, 000 m ³
	(今回報告に係る搬入量) 3, 000 m ³	(今回報告までの搬入量の累計) 5, 000 m ³
今 回 の 報 告 に 係 る 期 間	令和7年 〇月 〇日から 令和8年 〇月 〇日まで (特定埋立て等開始日から1年ごとの期間とすること)	
土砂等の採取場所・工事名等	搬 入 量 (m ³)	参 考
△△県〇〇郡△△町大字△ △甲〇〇番地 外	1, 500	
香川県〇〇郡〇〇町大字□□ 〇〇-〇 〇〇〇工事	1, 500	
外部搬出土砂等		
合 計	3, 000	

- 備考 1 今回報告までの搬入量の累計の欄には、特定埋立て等を開始した日から今回の報告に係る期間の末日までに搬入した土砂等の合計量を記載すること。
- 2 外部搬出土砂等の欄には、特定埋立て等に供する埋立て等区域の外部へ搬出した土砂等の量を頭書に△の記号を付して記載し、これを搬入量の合計から減じた量を合計の欄に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第18号様式の10（第51条の14関係）

水質検査等結果報告書

年 月 日

香川県知事殿

報告者 住 所〇〇市 〇〇町字〇〇 〇-〇

氏 名 株式会社 〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 000-000-0000

香川県生活環境の保全に関する条例第62条の21第2項の規定により、水質検査等の結果について、次のとおり報告します。

特定埋立て等に供する 埋 立 て 等 区 域 の 位 置	〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇-〇、〇〇-△、△-△△	
検 査 の 区 分	水 質	土 壌
検 査 試 料 採 取 者	所 属 〇〇環境測定センター株式会社 〇〇部△△課 住 所 香川県高松市〇〇町1番地 職・氏名 課長 測 定 三 郎 TEL 087-〇〇〇-〇〇〇〇 内線〇〇	
検 査 試 料 採 取 年 月 日	令和〇年 〇〇月 〇〇日	
検 査 結 果	別紙のとおり	
検査の結果を証する書類に 記 載 さ れ た 発 行 番 号 等	〇〇年〇〇月〇〇日付けA-1234号	

- 備考 1 検査の区分の欄は、該当するものに○印を付すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第18号様式の12（第51条の19関係）

特定埋立て等完了届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者 住 所〇〇市 〇〇町字〇〇 〇-〇

氏 名 株式会社 〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

特定埋立て等を完了したので、香川県生活環境の保全に関する条例第62条の25第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定埋立て等に供する 埋立て等区域の位置	〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇-〇、〇〇-△、△-△△
特定埋立て等の開始年月日	令和〇年 〇〇月 〇〇日
特定埋立て等の完了年月日	令和△年 △月 △△日
参 考 事 項	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第18号様式の13（第51条の19関係）

特定埋立て等休止（廃止）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者 住 所〇〇市 〇〇町字〇〇 〇-〇

氏 名 株式会社 〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

特定埋立て等を休止（廃止）するので、香川県生活環境の保全に関する条例第62条の25第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定埋立て等に供する埋立て等区域の位置	〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇-〇、〇〇-△、△-△△
特定埋立て等を行う期間	開始年月日 令和〇年 〇〇月 〇〇日
	完了予定年月日 令和△年 △月 △△日
届 出 の 区 分	（休止） ・ 廃止
休 止 （ 廃 止 ） 予 定 年 月 日	令和□年 △月 △△日
休 止 （ 廃 止 ） の 理 由	土砂等採取元の工事が休止したため。
特定埋立て等に供する埋立て等区域において休止（廃止）のために講じた措置の概要	埋立て等区域への侵入防止のため、進入路へのチェーンの設置
再開予定年月日（休止の場合）	令和□年 △△月 △△日
参 考 事 項	

- 備考 1 届出の区分の欄は、該当するものに○印を付すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第18号様式の14（第51条の19関係）

特定埋立て等再開届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者 住 所〇〇市 〇〇町字〇〇 〇-〇

氏 名 株式会社 〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

特定埋立て等を再開したので、香川県生活環境の保全に関する条例第62条の25第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定埋立て等に供する 埋 立 て 等 区 域 の 位 置	〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇-〇、〇〇-△、△-△△
特定埋立て等の休止年月日	令和□年 △月 △△日
特定埋立て等の再開年月日	令和□年 △△月 △△日 年 月 日
特定埋立て等の完了予定年月日	令和△年 △月 △△日
参 考 事 項	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第18号様式の15（第51条の20関係）

特定埋立て等承継届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者 住 所 ○○市 ○○町字○○ ○-○

氏 名 株式会社 ○○○

代表取締役 ○○ ○○

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 000-000-0000

特定埋立て等に係る届出者の地位を承継したので、香川県生活環境の保全に関する条例第62条の26第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定埋立て等に係る 埋立て等区域の位置	○○郡○○町大字○○字○○ ○○-○、○○-△、△-△△
被承継者の住所及び氏名 (所在地、名称及び代表者の氏名)	○○市 ○○町字○○ △-△ ○○○ 株式会社 代表取締役 ○○○ ○○
承 継 年 月 日	○○年 ○月 ○日
承 継 の 原 因	相続により地位を承継
参 考 事 項	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第6 報告の徴収・立入検査等・措置命令等・罰則

1. 報告の徴収

【条例】

(報告の徴収)

第 125 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(1)～(5) 略

(5)の2 土砂等による埋立て等を行い、又は行った者

(5)の3 埋立て等に使用され、又は使用された土砂等を排出し、又は排出した者

(5)の4 埋立て等に使用され、又は使用された土砂等を運搬し、又は運搬した者

(5)の5 土砂等による埋立て等の用に供するために土地を提供し、又は提供した者

(6)～(17) 略

解説

- 「埋立て等に使用され、又は使用された土砂等」には、埋立て等に使用される前の土砂等も含まれます。

2. 立入検査等

【条例】

(立入検査等)

第 126 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、次に掲げる場所に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において土砂等（第5号の3及び第5号の4に掲げる場所の土砂等に限る。）を無償で収去させることができる。

(1)～(5) 略

(5)の2 土砂等による埋立て等を行い、又は行った者の事務所又は事業所

(5)の3 埋立て等区域

(5)の4 埋立て等に使用され、又は使用された土砂等の採取場所

(6)～(10) 略

2・3 略

解説

- 「埋立て等に使用され、又は使用された土砂等」には、埋立て等に使用される前の土砂等も含まれます。
- 届出者による検査だけでなく、県においても埋立て等に使用され、又は使用された土砂が土壌基準に適しているか等の理由で検査を行うことがあるため、必要な限度において土砂等を無償で収去することがあります。

3. 措置命令等

(1) 措置命令

【条例】

(措置命令等)

第 62 条の 27 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、特定埋立て等を行い、又は行った者に対し、直ちに当該特定埋立て等を停止し、又は期限を定めて、当該特定埋立て等に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、若しくは土壌の汚染を防止し、若しくは除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(1) 第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文、第 62 条の 13 第 1 項又は第 62 条の 16 第 1 項若しくは第 3 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして特定埋立て等が行われ、又は土砂等が搬入されたとき。

(2) 第 62 条の 15 第 1 項又は第 62 条の 18 第 1 項の規定に違反して特定埋立て等が行われ、又は土砂等が搬入されたとき。

(3) 第 62 条の 21 各項の規定による報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

(4) 特定埋立て等に供する埋立て等区域内の浸透水が水質基準に適合していないとき。

(5) 特定埋立て等に供する埋立て等区域内の土壌が土砂基準に適合していないとき。

(6) 特定埋立て等が特定埋立て等実施基準に適合していないとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、土壌の汚染を防止するために緊急の必要があるとき。

2 第 14 条第 3 項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

解説

- ☐ 条例に規定する各種手続を行わずに特定埋立て等を実施した場合や各種基準に適合しない場合には、措置命令等を受けることがあります。
- ☐ 措置命令等を受けた場合は、直ちにその命令に従い必要な措置等を講じなければなりません。

(2) 土地所有者等に対する勧告及び公表

【条例】

(土地の所有者等に対する勧告及び公表)

第 62 条の 29 知事は、特定埋立て等に供する埋立て等区域において、土壌の汚染が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該埋立て等区域の土地の所有者等に対し、土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、その者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 前条第2項の規定は、前項の公表について準用する。

解説

- 単に土地を提供している場合であっても、当該土地において土壌の汚染が発生し、又は発生する恐れがある場合、土壌汚染防止のために必要な措置をとるよう勧告を受けることがあります。
- 勧告を受けた場合は、土壌汚染防止のために必要な措置をとるようご協力ください。
- 正当な理由なく勧告に従わない場合は、意見聴取の上、その旨を公表する場合があります。

4. 罰則

【条例】

第132条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条、第14条第1項、第28条、第31条第1項、第51条第4項、第62条の7第2項、第62条の14、第62条の17、第62条の27第1項又は第86条第2項の規定による命令に違反した者
- (2) 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文、第62条の13第1項又は第62条の16第1項若しくは第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第133条～第135条 略

第136条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第62条の20の規定による土砂等管理台帳を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- (2) 第62条の21各項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第81条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第137条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第1項、第18条第1項若しくは第3項、第19条第1項、第26条、第62条の13第3項、第62条の25各項、第62条の26第2項、第82条第1項又は第83条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第10条第1項、第29条第1項、第62条の15第1項、第62条の18第1項又は第62条の23の規定に違反した者

第138条 略

第139条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) 略

(3) 第126条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第140条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第132条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

解説

□ 表6-1のとおりです。

表6-1 罰則

違反事項		罰則
命令違反	☐ 埋立て等を使用され、又は使用された土砂等が土砂基準に適合しない場合の当該埋立て等を使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、若しくは土壌の汚染を防止し、若しくは除去するために必要な措置の命令に違反した場合 ☐ 特定埋立て等の実施の届出が特定埋立て等実施基準に適合しない場合の当該特定埋立て等に関する計画の変更又は廃止の命令に違反した場合 ☐ 土砂等の搬入の届出が土砂基準に適合しない場合の当該土砂等の搬入に関する計画の変更又は廃止の命令に違反した場合 ☐ 条例第62の27第1項各号に該当する場合の当該特定埋立て等を停止し、又は期限を定めて、当該特定埋立て等を使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、若しくは土壌の汚染を防止し、若しくは除去するために必要な措置の命令に違反した場合	1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
無(虚偽)届出	☐ 次の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 ● 特定埋立て等の実施の届出 ● 特定埋立て等の変更の届出	

	● 土砂等の搬入の届出 ● 土砂等の搬入の変更の届出	
土砂等管理台帳不 (虚偽) 作成	☐ 土砂等管理台帳を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合	30 万円以下の 罰金
無(虚偽)報告	☐ 特定埋立て等施行状況の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合 ☐ 水質検査等結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	
軽微な届出違反	☐ 特定埋立て等の軽微な変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 ☐ 次の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 ● 特定埋立て等の完了の届出 ● 特定埋立て等の休止(廃止)の届出 ● 特定埋立て等の再開の届出 ● 特定埋立て等承継の届出	10 万円以下の 罰金
実施(搬入)の制限違反	☐ 特定埋立て等の実施の届出が受理されてから 60 日(県内土砂は 30 日)を経過する前に当該届出に係る特定埋立て等を行った場合 ☐ 土砂等の搬入の届出が受理されてから 60 日を経過する前に当該届出に係る土砂等を搬入した場合	
関係書類保存違反	☐ 知事に提出した関係書類等を保存しなかった場合	
報告徴収又は立入検査拒否 (虚偽)	☐ 知事による報告の徴収に対して報告をせず、又は虚偽の報告をした場合 ☐ 知事による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした場合	3 万円以下の 罰金

第7 条例に関する Q&A

表 7-1 条例に関する Q&A

埋立て等区域の面積が 3,000 平方メートル以上である場合、必ず届出をしなければならないのか？	条例 62 条の 8 第 2 項に規定する特定埋立て等については届出をする必要はありません。 (例) ・みどり条例第 16 条第 1 項の規定による協議を要しない土地開発行為である特定埋立て等 ・土地の通常の管理のために必要な特定埋立て等 ※いずれも、県外土砂等を使用する場合は届出が必要になります。
届出に手数料は必要か？	全ての手続について、手数料は不要です。
届出はどこにすればいいのか？	県環境森林部みどり保全課 調整・指導グループに届出してください。
埋立て等の実施の届出をすれば、すぐに特定埋立て等を行ってもいいのか？	原則、届出が受理されてから 60 日（県外土砂等を使用しない場合は 30 日）を経過した後でなければ、特定埋立て等を行えません。
県内土砂等のみを使用する場合は、土砂等の搬入の届出をする必要はないのか？	必要ありません。土砂等の搬入の届出は県外土砂等を使用する場合に提出する必要があります。
条例の施行日前までに既に特定埋立て等を行っているが、どうしたらいいのか？	経過措置期間内（10 月 1 日～10 月 30 日）に特定埋立て等を完了・廃止する場合は手続不要です。10 月 31 日以降も継続して特定埋立て等を行う場合は、令和 7 年 10 月 30 日までに特定埋立て等の実施の届出が必要になります。
土壌や水質の検査はどこで行ってもいいのか？	検査は、計量法に基づき登録のある検査機関（民間機関を含む）で検査してください。
県外の事業者についても、条例の対象になるのか？	県外の事業者であっても条例の対象になります。
完了時には県の検査があるのか？	完了時においては、水質検査の結果報告をすることになっていますが、当該検査に供する試料については、県職員立会いのもとで採水していただくことになります。

第8 条例・規則・その他様式等

1. 香川県生活環境の保全に関する条例抜粋（P82）
2. 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則抜粋（P92）
3. その他様式等（P101）

1. 香川県生活環境の保全に関する条例抜粋

(定義)

第2条 略

2～9 略

10 この条例において「土砂等」とは、土砂及びこれに混入し、又は吸着した物（廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。

11 この条例において「埋立て等」とは、土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をする行為（生活環境の保全上必要な措置が図られているものその他の規則で定める行為を除く。）をいう。

12 この条例において「埋立て等区域」とは、土砂等による埋立て等に供する土地の区域（当該埋立て等が一団の土地の区域において行われる場合にあっては、当該一団の土地の区域）をいう。

13 この条例において「特定埋立て等」とは、埋立て等区域以外の場所から採取された土砂等を使用して行う埋立て等であって、当該埋立て等区域の面積が3,000平方メートル以上であるものをいう。

14～21 略

(土砂基準)

第62条の2 土砂基準は、埋立て等に使用される土砂等の汚染状態について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして規則で定める。

(土砂等による埋立て等を行う者の責務)

第62条の3 土砂等による埋立て等を行う者は、その実施に当たっては、当該埋立て等に供する埋立て等区域の周辺地域の住民の理解を得るよう努めなければならない。

2 土砂等による埋立て等を行う者は、土壌の汚染（土砂基準に適合しない土砂等が埋立て等に使用されたことにより、土壌が汚染された状態をいう。以下同じ。）を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。

(土砂等を発生させる者の責務)

第62条の4 土砂等を発生させる者は、埋立て等に使用される土砂等を排出しようとするときは、当該土砂等の汚染の状況を確認し、埋立て等により土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を排出することのないよう努めなければならない。

(土砂等の運搬を行う者の責務)

第62条の5 土砂等の運搬を行う者は、埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染の状況を確認し、埋立て等により土壌の汚染が発生するおそ

れのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。

（土地の所有者等の責務）

第 62 条の 6 土地の所有者等は、土砂等による埋立て等の用に供するために土地を提供しようとするときは、当該埋立て等により土壌の汚染が発生するおそれがないことを確認するよう努めなければならない。

2 土地の所有者等は、提供した土地において土砂等による埋立て等が不適正に行われていることを知ったときは、速やかに県への通報その他必要な措置を講じなければならない。

（土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止等）

第 62 条の 7 何人も、土砂基準に適合しない土砂等を使用して埋立て等を行い、又は土砂基準に適合しない土砂等を使用して行う埋立て等の用に供するために土地を提供してはならない。

2 知事は、埋立て等に使用され、又は使用された土砂等が土砂基準に適合しないと認めるときは、当該埋立て等を行い、又は行った者に対し、直ちに当該埋立て等を停止し、又は期限を定めて、当該埋立て等に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、若しくは土壌の汚染を防止し、若しくは除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第 2 款 特定埋立て等に関する規制

（特定埋立て等の実施の届出）

第 62 条の 8 特定埋立て等を行おうとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- （1） 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- （2） 特定埋立て等に供する埋立て等区域の位置
- （3） 特定埋立て等に供する埋立て等区域の面積
- （4） 特定埋立て等に使用する土砂等の量
- （5） 特定埋立て等を行う期間
- （6） 特定埋立て等に供する埋立て等区域の表土の汚染状態
- （7） 埋立て等区域内の浸透水を採取するための措置
- （8） 特定埋立て等完了後の土地の形状
- （9） 特定埋立て等完了後の土地の利用目的
- （10） 施工を管理する事務所の所在地及び連絡先
- （11） 施工を管理する者の職名及び氏名
- （12） 関係市町の範囲
- （13） その他規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる特定埋立て等には適用しない。

(1) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体で規則で定めるものが行う特定埋立て等

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う特定埋立て等

(3) 軽易な特定埋立て等で規則で定めるもの

3 第1項の規定による届出には、特定埋立て等に供する埋立て等区域の土地の位置図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第62条の9 一の埋立て等が特定埋立て等となった際現にその埋立て等を行っている者は、当該埋立て等が特定埋立て等になった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、当該期間内に当該埋立て等を完了したときは、この限りでない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項本文の規定による届出について準用する。

(利害関係人の同意)

第62条の10 第62条の8第1項又は前条第1項本文の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、その届出に係る特定埋立て等に供する埋立て等区域の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者又は利害関係を有する者で規則で定めるものに対し、当該特定埋立て等の内容を説明し、その全員の同意を得なければならない。

(住民への周知)

第62条の11 第62条の8第1項又は第62条の9第1項本文の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、その届出に係る特定埋立て等に供する埋立て等区域の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該特定埋立て等の内容を周知させるため必要なものとして規則で定める措置を講じなければならない。

(関係市町長への説明)

第62条の12 第62条の8第1項又は第62条の9第1項本文の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、関係市町の長に対し、その届出に係る特定埋立て等の内容を説明しなければならない。

(特定埋立て等の変更の届出)

第62条の13 第62条の8第1項又は第62条の9第1項本文の規定による届出をした者は、その届出に係る事項の変更（軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 第 62 条の 8 第 3 項の規定は前項の規定による届出について、第 62 条の 10 から前条までの規定は前項の規定による届出をする者について、それぞれ準用する。
- 3 第 62 条の 8 第 1 項又は第 62 条の 9 第 1 項本文の規定による届出をした者は、第 1 項の規則で定める変更をしたときは、その日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、規則で定める書類を添付して、その旨を知事に届け出なければならない。

(実施の計画の変更命令)

第 62 条の 14 知事は、第 62 条の 8 第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定埋立て等に従事する埋立て等区域の表土が土砂基準に適合することその他の規則で定める基準（第 62 条の 27 第 1 項第 6 号において「特定埋立て等実施基準」という。）に適合しないと認めるときは、次条第 1 項に規定する期間内に限り、その届出をした者に対し、当該特定埋立て等に関する計画の変更又は廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

- 第 62 条の 15 第 62 条の 8 第 1 項又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から 60 日（規則で定める場合にあつては、規則で定める日数）を経過した後でなければ、その届出に係る特定埋立て等を行ってはならない。
- 2 知事は、第 62 条の 8 第 1 項又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(土砂等の搬入の届出)

第 62 条の 16 第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等に従事する埋立て等区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 土砂等の採取場所
- (2) 搬入しようとする土砂等の量
- (3) 搬入を行う期間
- (4) 搬入を行う者
- (5) 搬入方法
- (6) 搬入経路

- 2 前項の規定による届出には、規則で定めるところにより、土砂等の採取場所及び当該土砂等が土砂基準に適合していることを証する書類を添付しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 第 2 項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（搬入の計画の変更命令）

第 62 条の 17 知事は、前条第 1 項又は第 3 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る土砂等が土砂基準に適合しないと認めるときは、次条第 1 項に規定する期間内に限り、その届出をした者に対し、当該土砂等の搬入に関する計画の変更又は廃止を命ずることができる。

（搬入の制限）

第 62 条の 18 第 62 条の 16 第 1 項又は第 3 項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から 60 日（規則で定める場合にあっては、規則で定める日数）を経過した後でなければ、その届出に係る土砂等を搬入してはならない。

2 知事は、第 62 条の 16 第 1 項又は第 3 項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

（展開検査等）

第 62 条の 19 第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等に従う埋立て等区域に搬入した土砂等を当該特定埋立て等を使用しようとするときは、当該土砂等の展開その他の適切な方法により、当該土砂等への廃棄物その他の生活環境の保全上支障のおそれがある物（次項において「廃棄物等」という。）の混入又は吸着の有無について目視による検査を行わなければならない。

2 前項の規定による検査の結果、土砂等に廃棄物等の混入又は吸着が確認されたときは、第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等に当該土砂等を使用してはならない。

（土砂等管理台帳の作成）

第 62 条の 20 第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等を使用した土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに、規則で定めるところにより、土砂等管理台帳を作成しなければならない。

（定期報告等）

第 62 条の 21 第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、前条の土砂等管理台帳の写しを添付して、その届出に係る特定埋立て等を使用した土砂等の量を知事に報告しなければならない。

2 第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、その届出に係る特定埋立て等に従う埋立て等区域以外の地域へ流出する水について水質検査を行い、その結果を知事

に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと知事が認めたときは、当該埋立て等区域内の土壌検査を行うことによって、当該水質検査に代えることができる。

- 3 第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等に供する埋立て等区域内の浸透水が、水質基準（埋立て等区域内の浸透水の汚染状態について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして規則で定める基準をいう。以下同じ。）に適合していないことを確認したとき（前項ただし書の場合にあっては、当該埋立て等区域内の土壌が土砂基準に適合しないことを確認したとき）は、直ちに当該特定埋立て等を停止し、その原因の調査その他当該特定埋立て等により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じ、その結果を知事に報告しなければならない。

（関係書類等の縦覧）

第 62 条の 22 第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等を行っている間、当該特定埋立て等に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写し及び第 62 条の 20 の土砂等管理台帳（次条において「関係書類等」という。）を、当該特定埋立て等に供する埋立て等区域内又はその付近において縦覧に供しなければならない。

（関係書類等の保存）

第 62 条の 23 第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、その届出に係る特定埋立て等について第 62 条の 25 第 1 項の規定による完了の届出又は同条第 2 項の規定による廃止の届出が受理された日から 5 年間、関係書類等を保存しなければならない。

（標識の掲示）

第 62 条の 24 第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等を行っている間、当該特定埋立て等に供する埋立て等区域の境界付近の公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を掲示しなければならない。

（完了等の届出）

第 62 条の 25 第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等を完了したときは、当該完了の日から 10 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 第 62 条の 8 第 1 項、第 62 条の 9 第 1 項本文又は第 62 条の 13 第 1 項の規定による届

出をした者は、その届出に係る特定埋立て等を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 3 前項の規定により休止の届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等を再開したときは、当該再開の日から5日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第62条の26 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定埋立て等の事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出るとともに、当該承継に係る特定埋立て等に係る埋立て等区域の土地の所有者等に通知しなければならない。

(措置命令等)

第62条の27 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、特定埋立て等を行い、又は行った者に対し、直ちに当該特定埋立て等を停止し、又は期限を定めて、当該特定埋立て等に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、若しくは土壌の汚染を防止し、若しくは除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- (1) 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文、第62条の13第1項又は第62条の16第1項若しくは第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして特定埋立て等が行われ、又は土砂等が搬入されたとき。
- (2) 第62条の15第1項又は第62条の18第1項の規定に違反して特定埋立て等が行われ、又は土砂等が搬入されたとき。
- (3) 第62条の21各項の規定による報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。
- (4) 特定埋立て等に係る埋立て等区域内の浸透水が水質基準に適合していないとき。
- (5) 特定埋立て等に係る埋立て等区域内の土壌が土砂基準に適合していないとき。
- (6) 特定埋立て等が特定埋立て等実施基準に適合していないとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、土壌の汚染を防止するために緊急の必要があるとき。

- 2 第14条第3項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

第 62 条の 28 知事は、前条第 1 項の規定による命令をしたときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、その者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 知事は、前項の公表をした場合において、その命令を受けた者が当該命令の内容を履行したと認めるときは、その旨を公表するものとする。

（土地の所有者等に対する勧告及び公表）

第 62 条の 29 知事は、特定埋立て等に供する埋立て等区域において、土壌の汚染が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該埋立て等区域の土地の所有者等に対し、土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、その者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 前条第 2 項の規定は、前項の公表について準用する。

（報告の徴収）

第 125 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

（1）～（5） 略

（5）の 2 土砂等による埋立て等を行い、又は行った者

（5）の 3 埋立て等に使用され、又は使用された土砂等を排出し、又は排出した者

（5）の 4 埋立て等に使用され、又は使用された土砂等を運搬し、又は運搬した者

（5）の 5 土砂等による埋立て等の用に供するために土地を提供し、又は提供した者

（6）～（17） 略

（立入検査等）

第 126 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、次に掲げる場所に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において土砂等（第 5 号の 3 及び第 5 号の 4 に掲げる場所の土砂等に限る。）を無償で収去させることができる。

（1）～（5） 略

（5）の 2 土砂等による埋立て等を行い、又は行った者の事務所又は事業所

（5）の 3 埋立て等区域

（5）の 4 埋立て等に使用され、又は使用された土砂等の採取場所

（6）～（10） 略

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係行政機関への照会等)

第126条の2 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

(香川県環境審議会への諮問)

第128条 知事は、特定施設、土壌汚染関係施設、揚水施設、特定建設作業又はばい煙の排出基準、粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準、排水基準、水質排水基準、土砂基準、水質基準、騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準若しくは振動の規制基準を定めようとするときは、香川県環境審議会の意見を聴かなければならない。これらを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(罰則)

第132条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の禁錮刑又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条、第14条第1項、第28条、第31条第1項、第51条第4項、第62条の7第2項、第62条の14、第62条の17、第62条の27第1項又は第86条第2項の規定による命令に違反した者

(2) 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文、第62条の13第1項又は第62条の16第1項若しくは第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第136条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第62条の20の規定による土砂等管理台帳を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

(2) 第62条の21各項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第81条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第137条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条第1項、第18条第1項若しくは第3項、第19条第1項、第26条、第62条の13第3項、第62条の25各項、第62条の26第2項、第82条第1項又は第83条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第10条第1項、第29条第1項、第62条の15第1項、第62条の18第1項又は第62条の23の規定に違反した者

第139条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) 略

(3) 第126条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、

又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 143 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

2. 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則抜粋

(土砂基準)

第51条の2 条例第62条の2の土砂基準は、別表第21の2の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(特定埋立て等の実施等の届出)

第51条の3 条例第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項若しくは第3項の規定による届出は、特定埋立て等実施(変更)届出書(第18号様式の2)により行わなければならない。

2 条例第62条の8第1項第13号の規則で定める事項は、県外土砂等(県外において採取された土砂等をいう。以下同じ。)の使用の有無とする。

3 条例第62条の8第2項第1号の規則で定める公共団体又は公共的団体は、次のとおりとする。

(1) 国立研究開発法人森林研究・整備機構

(2) 独立行政法人水資源機構

(3) 土地開発公社

4 条例第62条の8第2項第3号の規則で定める特定埋立て等は、次に掲げる特定埋立て等(県外土砂等を使用しないものに限る。)とする。

(1) みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例(平成14年香川県条例第2号)第16条第1項の規定による協議を要しない土地開発行為である特定埋立て等

(2) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う特定埋立て等であって、当該区域内において採取された土砂等のみを使用するもの

(3) 前号に規定する区域以外の場所から採取された土砂等を使用して行う特定埋立て等であって、当該土砂等の量が1万立方メートル未満のもの

(4) 土地の通常の管理のために必要な特定埋立て等

5 条例第62条の8第3項(条例第62条の9第2項及び第62条の13第2項において準用する場合を含む。)の規定により第1項の届出書に添付しなければならない書類は、次の各号(第51条の6に規定する特定埋立て等にあつては、第10号及び第11号を除く。)に掲げる書類とする。

(1) 特定埋立て等に係する埋立て等区域の土地の位置図、地籍図、利用計画平面図、縦横断面図及び求積図

(2) 特定埋立て等に係する埋立て等区域の土地の登記事項証明書

(3) 特定埋立て等に係する埋立て等区域の表土の汚染状態についての検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書(第18号様式の3)、当該試料を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該検査の結果を証する書類(計量法施行規則(平成5年通商産業省令第69号)第50条第1号に規定する環境計量士(濃度関係)(以下「環境計量士」という。))が発行したものであつて、当該表土が土砂基準に適合す

ることを確認できるものに限る。)

- (4) 埋立て等区域内の浸透水を採取するための措置図
- (5) 関係市町の範囲の算定資料及び当該範囲の図面
- (6) 届出をする者が法人である場合にあっては、その法人の登記事項証明書
- (7) 届出をする者が個人である場合にあっては、その個人の住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第51条の20第2項第3号において同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- (8) 香川県の県税に係る納税証明書（届出をする者が香川県内に住所等を有しない場合にあっては、住所がある都道府県の都税又は道府県税に係る納税証明書）
- (9) 条例第62条の10に規定する利害関係人の同意を得たことを証する書類
- (10) 特定埋立て等施行周知実施状況報告書（第18号様式の4）
- (11) 特定埋立て等施行説明実施状況報告書（第18号様式の5）
- (12) 特定埋立て等に供する埋立て等区域の現況写真
- (13) その他知事が必要と認める書類

（条例第62条の10の規則で定める者）

第51条の4 条例第62条の10の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 特定埋立て等に供する埋立て等区域内からの排水の第1次放流先の水利権を有する者
- (2) 埋立て等区域内の浸透水を採取するための措置に供する土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者

（住民への周知の方法）

第51条の5 条例第62条の11の規則で定める措置は、次に掲げるいずれかの措置（県外土砂等を使用する特定埋立て等にあつては、第1号に掲げる措置）とする。

- (1) 特定埋立て等の内容についての説明会を開催すること。
- (2) 特定埋立て等の内容を記載した書類を、当該特定埋立て等に供する埋立て等区域の周辺地域の住民に配布すること。
- (3) 特定埋立て等の内容を当該特定埋立て等に供する埋立て等区域内又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、インターネットを利用する方法により一般の閲覧に供すること。

2 県外土砂等を使用しない特定埋立て等であつて、知事が特に必要がないと認めるものについては、前項の規定にかかわらず、条例第62条の11（条例第63条の13第2項において準用する場合を含む。）の規定による措置は要しないものとする。

（関係市町長への説明の省略）

第51条の6 前条第2項の規定により条例第62条の11（条例第63条の13第2項において準用する場合を含む。）の規定による措置を要しないものとされた特定埋立て等については、条例第62条の12（条例第63条の13第2項において準用する場合を含む。）の規定による説明は要しないものとする。

（条例第62条の13第1項の規則で定める変更等）

第51条の7 条例第62条の13第1項の規則で定める変更は、次のとおりとする。

- （1） 条例第62条の8第1項第1号、第8号、第10号又は第11号に掲げる事項の変更
- （2） その他知事が適当と認める事項の変更

2 条例第62条の13第3項の規則で定める書類は、第51条の3第5項各号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類とする。

（特定埋立て等実施基準）

第51条の8 条例第62条の14の特定埋立て等実施基準は、別表第21の3（第51条の6に規定する特定埋立て等にあつては、5の項及び6の項を除く。）のとおりとする。

（条例第62条の15第1項の規則で定める場合等）

第51条の9 条例第62条の15第1項の規則で定める場合は、特定埋立て等に県外土砂等を使用しない場合とし、同項の規則で定める日数は、30日とする。

（土砂等の搬入の届出）

第51条の10 条例第62条の16第1項又は第3項の規定による届出は、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入（変更）届出書（第18号様式の6）により行わなければならない。

2 県外土砂等でない土砂等の搬入については、条例第62条の16第1項の規定による届出は要しないものとする。

3 条例第62条の16第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により第1項の届出書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- （1） 土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等採取場所証明書（第18号様式の7）
- （2） 土砂等の汚染状態についての検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書（第18号様式の3）、当該試料を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該検査の結果を証する書類（環境計量士が発行したものに限る。）

（展開検査等の省略）

第51条の11 県外土砂等でない土砂等の使用については、条例第62条の19第1項の規定による検査は要しないものとする。

（土砂等管理台帳の作成）

第51条の12 条例第62条の20の土砂等管理台帳は、特定埋立て等土砂等管理台帳（第18号様式の8）によらなければならない。

2 県外土砂等を使用しない特定埋立て等については、条例第62条の20の規定による土砂等管理台帳の作成は要しないものとする。

（特定埋立て等施行状況報告）

第51条の13 条例第62条の21第1項の規定による報告は、特定埋立て等を開始した日から1年ごとに、当該期間満了後3週間以内（条例第62条の25第1項又は第2項の規定による届出をした場合にあっては、知事が別に定める日まで）に、特定埋立て等施行状況報告書（第18号様式の9）により行わなければならない。

2 第51条の10第2項の規定により条例第62条の16第1項の規定による届出を要しないものとされた土砂等については、前項の報告書に、第51条の10第3項第1号の土砂等採取場所証明書を添付しなければならない。

（水質検査等結果報告）

第51条の14 条例第62条の21第2項の規定による報告は、特定埋立て等を開始した日から1年ごとに、当該期間満了後3週間以内（条例第62条の25第1項若しくは第2項の規定による届出をした場合又は当該届出を当該期間満了後3月以内にする場合にあっては、知事が別に定める日まで）に、水質検査等結果報告書（第18号様式の10）により行わなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1） 水質検査又は土壌検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書（第18号様式の3）
- （2） 水質検査又は土壌検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真
- （3） 水質検査又は土壌検査の結果を証する書類（環境計量士が発行したものに限る。）
- （4） その他知事が必要と認める書類

（水質基準）

第51条の15 条例第62条の21第3項の水質基準は、別表第21の4の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

（関係書類等の縦覧の省略）

第51条の16 県外土砂等を使用しない特定埋立て等については、条例第62条の22の規定による関係書類等の縦覧は要しないものとする。

（関係書類等の保存）

第51条の17 条例第62条の23の規定による関係書類等の保存は、条例第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者の住所又は所在地において直ちにその内容を確認できる方法により行わなければならない。

- 2 県外土砂等を使用しない特定埋立て等については、条例第62条の23の規定による関係書類等の保存は要しないものとする。

（標識）

第51条の18 条例第62条の24の規則で定める標識は、特定埋立て等に関する標識（第18号様式の11）によらなければならない。

（完了等の届出）

第51条の19 条例第62条の25第1項の規定による届出は、特定埋立て等完了届出書（第18号様式の12）により行わなければならない。

- 2 条例第62条の25第2項の規定による届出は、特定埋立て等休止（廃止）届出書（第18号様式の13）により行わなければならない。
- 3 前項の届出書には、特定埋立て等に供する埋立て等区域において休止又は廃止のために講じた措置の内容を確認できる計画書、図面その他の書類を添付しなければならない。
- 4 条例第62条の25第3項の規定による届出は、特定埋立て等再開届出書（第18号様式の14）により行わなければならない。

（承継の届出）

第51条の20 条例第62条の26第2項の規定による届出は、特定埋立て等承継届出書（第18号様式の15）により行わなければならない。

- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1） 承継した事実を証する書類
- （2） 承継した者が法人である場合にあっては、その法人の登記事項証明書
- （3） 承継した者が個人である場合にあっては、その個人の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- （4） その他知事が必要と認める書類

別表第21の2（第51条の2 関係）

カドミウム	検液 1 リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
六価クロム	検液 1 リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。
砒素	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であり、かつ、埋立て等に供する土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、土砂等 1 キログラムにつき15ミリグラム未満であること。
総水銀	検液 1 リットルにつき0.0005ミリグラム以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	埋立て等に供する土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、土砂等 1 キログラムにつき125ミリグラム未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
1，2—ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。
1，1—ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。
1，2—ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。
1，1，1—トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下であること。
1，1，2—トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
1，3—ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。

チウラム	検液 1 リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
シマジン	検液 1 リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
ベンゼン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
セレン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
ふっ素	検液 1 リットルにつき0.8ミリグラム以下であること。
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下であること。
1, 4—ジオキサン	検液 1 リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。
備考	
1 測定方法は、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号。以下「土壌環境基準告示」という。）別表に定める方法による。 2 この表の右欄に掲げる要件のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壌環境基準告示付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。 3 「有機りん」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。 4 「検液中に検出されないこと」とは、1に掲げる測定方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。 5 1, 2—ジクロロエチレンの濃度は、1に掲げる測定方法により測定されたシス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。	

別表第21の3（第51条の8関係）

1	特定埋立て等に供する埋立て等区域の表土が土砂基準に適合すること。
2	埋立て等区域内の浸透水を採取する措置が講じられること。
3	特定埋立て等の施工を管理することができる事務所が設置されること。
4	条例第62条の10（条例第63条の13第2項において準用する場合を含む。）の規定による利害関係人の同意の取得がなされていること。
5	条例第62条の11（条例第63条の13第2項において準用する場合を含む。）の規定による住民への周知がなされていること。
6	条例第62条の12（条例第63条の13第2項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町長への説明がなされていること。
7	届出をした者に、特定埋立て等を行うために必要な資力及び信用があること。

別表第21の4（第51条の15関係）

カドミウム	1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。
全シアン	検出されないこと。
有機りん	検出されないこと。
鉛	1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
六価クロム	1リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。
砒素	1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
総水銀	1リットルにつき0.0005ミリグラム以下であること。
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
銅	埋立て等に限る土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、1リットルにつき1ミリグラム以下であること。
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
1，2—ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。
1，1—ジクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。
1，2—ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。
1，1，1—トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム以下であること。
1，1，2—トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
1，3—ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。
チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。

ベンゼン	1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
セレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
ふっ素	1 リットルにつき0.8ミリグラム以下であること。
ほう素	1 リットルにつき1ミリグラム以下であること。
1, 4—ジオキサン	1 リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。
備考 1 測定方法は、土壤環境基準告示別表に定める方法による。ただし、砒素及びアルキル水銀にあっては地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）別表に定める方法、銅にあっては規格K0102-3の11.2、11.3、11.4、11.5又は11.6に定める方法による。 2 「有機りん」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。 3 「検出されないこと」とは、1に掲げる測定方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。 4 1, 2—ジクロロエチレンの濃度は、1に掲げる測定方法により測定されたシス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。	

3. その他様式等

第18号様式の2（第51条の3関係）

特定埋立て等実施（変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

香川県生活環境の保全に関する条例第62条の8第1項（第62条の9第1項・第62条の13第1項・第62条の13第3項）の規定により、特定埋立て等の実施について、次のとおり届け出ます。

住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）		
特定埋立て等に供する埋立て等区域の位置		
特定埋立て等に供する埋立て等区域の面積		ha
特定埋立て等に使用する土砂等の量		m ³
県外土砂等の使用の有無		有 ・ 無
特定埋立て等を行う期間		～
埋立て等区域内	表土の汚染状態	
	浸透水を採取するための措置	一時堆積の有無（ 有 ・ 無 ）
特定埋立て等完了後の土地の形状		
特定埋立て等完了後の土地の利用目的		
施工を管理する事務所の所在地・連絡先		
施工を管理する者の職・氏名		
関係市町の範囲		
参考事項		

- 備考 1 住所及び氏名の欄は、変更届出の場合のみ記載すること。
2 特定埋立て等に供する埋立て等区域の面積は実測とし、ヘクタールを単位として、小数点以下第4位まで記載すること。
3 県外土砂等の使用の有無の欄及び一時堆積の有無の欄は、該当するものに○印を付すこと。
4 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
5 変更届出の場合には、参考事項の欄に、変更理由を記載すること。
6 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第18号様式の3（第51条の3、第51条の10、第51条の14関係）

検 査 試 料 採 取 調 書

年 月 日

採 取 者	所 属 住 所 職・氏名 電話番号			
採取した試料の検査結果を証する書類に記載された発行番号等				
試 料 区 分	浸透水 ・ 土砂等			
報 告 区 分	施工前	定 期	廃 止	完 了
採取年月日（天候）	年 月 日（ ）			
採 取 場 所				
試料を採取した地点の位置図及び現場写真	別紙のとおり			
参 考 事 項 （浸透水の代わりに土砂等の検査をした理由等）				

- 備考 1 試料区分の欄及び報告区分の欄は、該当するものに○印を付すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第18号様式の4（第51条の3関係）

特定埋立て等施行周知実施状況報告書

年 月 日

香川県知事殿

報告者 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

香川県生活環境の保全に関する条例第62条の11（第63条の13第2項において準用する第62条の11）の規定による特定埋立て等施行の周知を実施したので、次のとおり報告します。

特定埋立て等に供する 埋立て等区域の位置	
周 知 方 法	1. 説明会開催（ ） 2. 書類配布 3. 掲示及びインターネット
周知日時又は周知期間	～
周知範囲又は周知場所	
説明者の役職及び氏名	
出席者数又は配布件数	人
住民からの質問、意見、要望等 及びこれらに対する回答	1. 住民からの質問、意見、要望等 2. 1に対する回答
特 記 事 項	

- 備考
- 1 周知を複数回行った場合は、周知ごとに作成すること。
 - 2 周知方法の欄は、該当するものに○印を付すこと。なお、「1. 説明会開催」を選択した場合は、説明会の開催の周知の方法を括弧内に記載すること。
 - 3 周知日時又は周知期間の欄には、周知方法で「1. 説明会開催」を選択した場合は説明会の開催の日時を、「2. 書類配布」を選択した場合は配布期間を、「3. 掲示及びインターネット」を選択した場合は掲示を実施した期間及びインターネットによる閲覧可能期間を記載すること。
 - 4 周知範囲又は周知場所の欄には、周知方法で「1. 説明会開催」を選択した場合は説明会の開催の周知を行った住民の範囲を、「2. 書類配布」を選択した場合は書類を配布した住民の範囲を、「3. 掲示及びインターネット」を選択した場合は掲示した場所及び閲覧に供したウェブサイトのアドレスを記載すること。
 - 5 出席者数又は配布件数の欄には、周知方法で「1. 説明会開催」を選択した場合は説明会の出席者数を、「2. 書類配布」を選択した場合は書類を配布した件数を記載すること。
 - 6 周知方法で「1. 説明会開催」を選択した場合は説明会で配布した資料（説明会の開催の周知の方法が分かる資料を含む。）を、「2. 書類配布」を選択した場合は配布した書類を、「3. 掲示及びインターネット」を選択した場合は掲示内容及び閲覧に供したウェブサイトの内容を確認できる書類を添付すること。
 - 7 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
 - 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第18号様式の5（第51条の3関係）

特定埋立て等施行説明実施状況報告書

年 月 日

香川県知事殿

報告者 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

香川県生活環境の保全に関する条例第62条の12（第63条の13第2項において準用する第62条の12）の規定による特定埋立て等施行の説明を実施したので、次のとおり報告します。

特定埋立て等に供する 埋立て等区域の位置	
説 明 日 時	～
説 明 場 所	
説 明 者 の 役 職 及 び 氏 名	
市町出席者の役職及び氏名	
市町からの質問、意見、要望等及 びこれらに対する回答	1. 市町からの質問、意見、要望等 2. 1に対する回答
特 記 事 項	

- 備考 1 説明を複数回行った場合は、説明ごとに作成すること。
2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第18号様式の6（第51条の10関係）

土砂等搬入（変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

香川県生活環境の保全に関する条例第62条の16第1項（第62条の16第3項）の規定により、土砂等の搬入について、次のとおり届け出ます。

特定埋立て等に供する 埋立て等区域の位置			
使用 土 砂 等	土砂等の採取場所	所在地	
		名称等	
		施工者	
		発生・採取形態	
	搬入計画	搬入量	m ³ (うち今回搬入量 m ³)
		搬入期間	～
		搬入者	
		搬入方法	
		搬入経路	

- 備考
- 1 土砂等の採取場所ごとに作成すること。
 - 2 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 3 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第18号様式の 7 (第51条の10関係)

土砂等採取場所証明書

年 月 日

(届出者)

様

(土砂等採取場所の責任者)

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

次のとおり土砂等の採取場所等について証明します。

土砂等の採取場所の所在地		
証明に係る土砂等が建設工事等により発生した場合にあつては、建設工事等の概要	工 事 名	
	工 事 発 注 者	住所 氏名 電話番号
	工事施工期間	年 月 日から 年 月 日まで
証 明 に 係 る 土 砂 等 の 量	m ³	
証明に係る土砂等の運搬事業者	住所	
	氏名	
	電話番号	
証明に係る土砂等の使用者 (特定埋立て等に係る届出者)	住所	
	氏名	
	電話番号	
証 明 に 係 る 土 砂 等 の 使 用 場 所 の 所 在 地 (特定埋立て等を行う場所)		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第18号様式の8（第51条の12関係）

特定埋立て等土砂等管理台帳

特定埋立て等に係る埋立て等区域の位置	
--------------------	--

土砂等の採取場所の所在地				年 月 分	
土砂等の採取場所からの搬入計画量		m ³	前月累計搬入量	m ³	
搬入日	土砂等の搬入量	展開検査等の結果	展開検査等を行った者の氏名	備考	
	m ³				
	m ³				
	m ³				
	m ³				
	m ³				
	m ³				
	m ³				
	m ³				
	m ³				
	m ³				
	m ³				
	m ³				
	m ³				
	m ³				
	m ³				
	m ³				
	m ³				
計	m ³				

備考 1 採取場所ごとに作成し、特定埋立て等に供する埋立て等区域に土砂等を搬入した日ごとに記載すること。

2 展開検査等の結果の欄には、展開検査等により、廃棄物及び土壌の汚染のおそれのある物の混入又は吸着が認められなかった場合は○を、認められた場合はその詳細を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第18号様式の9（第51条の13関係）

特定埋立て等施行状況報告書

年 月 日

香川県知事殿

報告者 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

香川県生活環境の保全に関する条例第62条の21第1項の規定により、特定埋立て等に使用した土砂等の量について、次のとおり報告します。

特定埋立て等に供する 埋立て等区域の位置		
特定埋立て等に供する 埋立て等区域の面積	(届出面積) ha	(実施済面積) ha
特定埋立て等に使用した 土 砂 等 の 量	(届出量) m ³	(前回報告までの搬入量の累計) m ³
	(今回報告に係る搬入量) m ³	(今回報告までの搬入量の累計) m ³
今回の報告に係る期間	年 月 日から 年 月 日まで (特定埋立て等開始日から1年ごとの期間とすること)	
土砂等の採取場所・工事名等	搬 入 量 (m ³)	参 考
外部搬出土砂等		
合 計		

- 備考 1 今回報告までの搬入量の累計の欄には、特定埋立て等を開始した日から今回の報告に係る期間の末日までに搬入した土砂等の合計量を記載すること。
- 2 外部搬出土砂等の欄には、特定埋立て等に供する埋立て等区域の外部へ搬出した土砂等の量を頭書に△の記号を付して記載し、これを搬入量の合計から減じた量を合計の欄に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第18号様式の10（第51条の14関係）

水質検査等結果報告書

年 月 日

香川県知事殿

報告者 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

香川県生活環境の保全に関する条例第62条の21第2項の規定により、水質検査等の結果について、次のとおり報告します。

特定埋立て等に供する 埋立て等区域の位置		
検査の区分	水 質	土 壤
検査試料採取者	所 属 住 所 職・氏名 電話番号	
検査試料採取年月日	年 月 日	
検査結果	別紙のとおり	
検査の結果を証する書類に 記載された発行番号等		

- 備考 1 検査の区分の欄は、該当するものに○印を付すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第18号様式の11（第51条の18関係）

90センチメートル程度			
特定埋立て等に関する標識			
特定埋立て等実施 届出日	年 月 日		特定埋立て等に供する埋立て等区域の見取り図
特定埋立て等完了後の 土地の利用目的			
特定埋立て等に供する 埋立て等区域の位置			
特定埋立て等に供する 埋立て等区域の面積			
特定埋立て等を行 う期間	開始	年 月 日	
	完了	年 月 日	
届出者 住所 氏名 電話番号			

60センチメートル程度



- 備考
- 1 特定埋立て等に供する埋立て等区域の境界付近の公衆の見やすい場所に設置すること。
 - 2 特定埋立て等を行う期間中、風雨等に耐え得る構造とすること。
 - 3 特定埋立て等に供する埋立て等区域の見取り図は、現在位置、周辺の道路等を併せて表示すること。
 - 4 法人にあっては、届出者の欄には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名並びに電話番号を記載すること。

第18号様式の12（第51条の19関係）

特定埋立て等完了届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

特定埋立て等を完了したので、香川県生活環境の保全に関する条例第62条の25第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定埋立て等に供する 埋立て等区域の位置	
特定埋立て等の開始年月日	年 月 日
特定埋立て等の完了年月日	年 月 日
参 考 事 項	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第18号様式の13（第51条の19関係）

特定埋立て等休止（廃止）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

特定埋立て等を休止（廃止）するので、香川県生活環境の保全に関する条例第62条の25第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定埋立て等に供する 埋立て等区域の位置	
特定埋立て等を行う期間	開始年月日 年 月 日
	完了予定年月日 年 月 日
届 出 の 区 分	休止 ・ 廃止
休止（廃止）予定年月日	年 月 日
休止（廃止）の理由	
特定埋立て等に供する埋立て等 区域において休止（廃止）の ために講じた措置の概要	
再開予定年月日（休止の場合）	年 月 日
参 考 事 項	

- 備考 1 届出の区分の欄は、該当するものに○印を付すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第18号様式の14（第51条の19関係）

特定埋立て等再開届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

特定埋立て等を再開したので、香川県生活環境の保全に関する条例第62条の25第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定埋立て等 に 供 する 埋 立 て 等 区 域 の 位 置	
特定埋立て等の休止年月日	年 月 日
特定埋立て等の再開年月日	年 月 日
特定埋立て等の完了予定年月日	年 月 日
参 考 事 項	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第18号様式の15（第51条の20関係）

特定埋立て等承継届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

特定埋立て等に係る届出者の地位を承継したので、香川県生活環境の保全に関する条例第62条の26第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

特 定 埋 立 て 等 に 供 す る 埋 立 て 等 区 域 の 位 置	
被 承 継 者 の 住 所 及 び 氏 名 (所在地、名称及び代表者の氏名)	
承 継 年 月 日	年 月 日
承 継 の 原 因	
参 考 事 項	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

(参考様式1)

特定埋立て等実施同意書

特定埋立て等実施届出者の住所及び氏名 (法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)		住所	
		氏名	
土 地 の 所 在	特定埋立て等に供する埋立て等区域の土地		
	特定埋立て等に供する埋立て区域内の浸透水採取するための措置に供する土地		
特定埋立て等完了後の土地の利用目的			

上記に係る特定埋立て等の実施については、異議なく同意します。

権利の種類	同意年月日	同意権者の住所及び氏名	
	同意の有効期限		
	年 月 日	住所	
	年 月 日	氏名	印

同意に係る土地の所在	地目又は工作物の種類	摘 要

- 注 1 「同意権者」とは、特定埋立て等に供する埋立て区域の土地及び特定埋立て等に供する埋立て区域内の浸透水採取するための措置に供する土地に関する権利を有する者等とする。
- 2 共有の場合は、共有者名簿を添付すること。

(参考様式2)

水利権者等の同意書

開発行為の内容

特定埋立て等実施届出者の住所 及び氏名 (法人にあっては主たる事務所の 所在地、名称及び代表者氏名)		住所	
		氏名	
土 地 の 所 在	特定埋立て等に従する 埋立て等区域の土地		
	特定埋立て等に従する 埋立て区域内の浸透水 を採取するための措置 に 従 っ て 土 地		
特定埋立て等完了後の土地の利用目的			

特定埋立て等の実施に当たり、雨水等の表流水等を、当水利組合(当改良区)管轄の既設水路に放流することについては、異議なく同意します。

年 月 日 (同意の有効期限 年 月 日)

水利組合 所 在
(土地改良区)

組合長
(理事長)

印

第9 市町担当窓口一覧表

市町	部	課	電話番号
高松市	環境局	環境指導課	087-834-5755
丸亀市	産業生活部	生活環境課	0877-24-8809
坂出市	市民生活部	生活環境課	0877-46-4503
善通寺市	市民生活部	環境課	0877-63-6307
観音寺市	市民部	生活環境課	0875-25-2698
さぬき市	建設経済部	農林水産課	087-894-1116
東かがわ市	事業部	農林水産課	0879-26-1303
三豊市	市民環境部	環境衛生課	0875-73-3007
土庄町		農林水産課	0879-62-7007
小豆島町		住民生活課	0879-82-7004
三木町		農林課	087-891-3308
直島町		建設経済課	087-892-2224
宇多津町		住民生活課	0877-49-8000
綾川町		住民生活課	087-876-1114
琴平町		農政課	0877-75-6709
多度津町		住民環境課	0877-33-4480
まんのう町		住民生活課	0877-73-0101

第10 届出の窓口・条例に関する問い合わせ先

香川県環境森林部みどり保全課 調整・指導グループ

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

TEL : 087-832-3465

FAX : 087-806-0225

E-mail : midorihozen@pref.kagawa.lg.jp

HP : <https://www.pref.kagawa.lg.jp/midorihozen/dosyajyorei/index.html>